

【表紙】**【提出書類】** 有価証券届出書**【提出先】** 関東財務局長殿**【提出日】** 平成24年6月27日提出**【発行者名】** トヨタアセットマネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 寺崎 宏**【本店の所在の場所】** 東京都港区海岸一丁目11番1号**【事務連絡者氏名】** 中越 正喜**【電話番号】** 03 - 5776 - 4751**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**

トヨタアセット・バンガード海外株式ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】

1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

(名称) トヨタアセットマネジメント株式会社 名古屋支店

(所在地) 愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

トヨタアセット・バンガード海外株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けております。

受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、本書において「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を本書において「振替受益権」といいます。）。委託会社であるトヨタアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、当ファンドについては、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付はありません。また、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得（購入）申込受付日の翌営業日の基準価額¹とします。

ただし、収益分配金の再投資は、原則として各計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないます。

¹「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、基準価額は、販売会社にお問い合わせいただけるほか、下記委託会社の照会先に問い合わせることができます。

照会先（委託会社）の名称	電話番号 ²	ホームページアドレス
トヨタアセットマネジメント株式会社	03-5776-4760	http://www.tamco.co.jp/

² 受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分とします。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

原則、1万円以上1円単位とします。

*販売会社、申込形態により異なる場合があります。詳しくは、販売会社でご確認ください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：平成24年6月28日から平成25年6月27日まで

（継続申込期間は、期間終了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより原則として更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

販売会社にて申込みを取扱います。

申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）は、前掲「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

ファンドの取得（購入）申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みいただいた販売会社にお支払いください。販売会社は、前掲「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先に問い合わせることができます。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

・申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設の上、取得申込を行いません。その際、取得申込者と販売会社との間で、トヨタアセット・バンガード海外株式ファンド累積投資約款にしたがった契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結していただきます。

当ファンドは、分配金再投資（累積投資）専用のファンドです。

・申込締切時間

原則として、午後3時までに販売会社が受け付けたものを当日の受付分とします。

「販売会社が受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。

・振替受益権の取扱い

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、投資信託振替制度 に基づく、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。なお、当ファンドの収益分配金については、税金を差し引いた後再投資されます。

（ご参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理する制度です。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的	外国投資信託の受益証券を中心に投資を行ない、グローバルな株式市場（除く、日本）の動きをとらえることを目標に運用を行ないます。実質的な投資対象は、世界主要各国（除く、日本）の株式です。
信託金の限度額	500億円
基本的性格 (商品分類)	追加型投信 / 海外 / 株式

* 「実質的な投資対象」とは投資信託証券を通して投資する、主要な投資対象という意味です。

投資信託協会では、投資者・受益者が公募投資信託を購入する等の商品選択の利用に資するために、わかりやすく商品を分類しています。目論見書表紙等には「商品分類」および「属性区分」を記載いたします。

当ファンドは、商品分類では、〔追加型投信 / 海外 / 株式〕に属しています。商品分類の「投資対象資産」には収益の源泉を記載します。

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外 / 株式」とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型投信	海外	不動産投信	MRF	特殊型
	内外	その他資産 () 資産複合	ETF	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

また、当ファンドは、属性区分では〔その他資産(投資信託証券(株式))(資産配分固定型)・年1回決算・グローバル(日本を除く)・ファンド・オブ・ファンズ・為替ヘッジなし〕に属しています。

属性区分における投資対象資産については、前記の商品分類の「投資対象資産」とは異なり、「資産そのものについての属性区分を記載するものとする」との考え方にに基づき記載されます。

「その他資産(投資信託証券(株式))(資産配分固定型)」とは、目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、株式へ実質的に投資し、その組入れている投資信託証券の資産配分については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

「年1回決算」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

「グローバル(日本を除く)」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。併せて(日本)を含むか除くかが

明記されます。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」に規定される内外の投資信託証券への投資を目的とする投資信託をいいます。

「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式		グローバル (日本を除く)				
一般 大型株 中小型株	年1回	日本				フルベア型
		北米			日経225	
債券	年2回	欧州	ファミリーファンド	あり ()		条件付運用型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	アジア				
	年6回 (隔月)	オセアニア			TOPIX	ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
	年12回 (毎月)	中南米				
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
		中近東			その他 ()	その他 ()
その他資産 (投資信託証券(株式) (資産配分固定型)	日々	(中東)				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング				

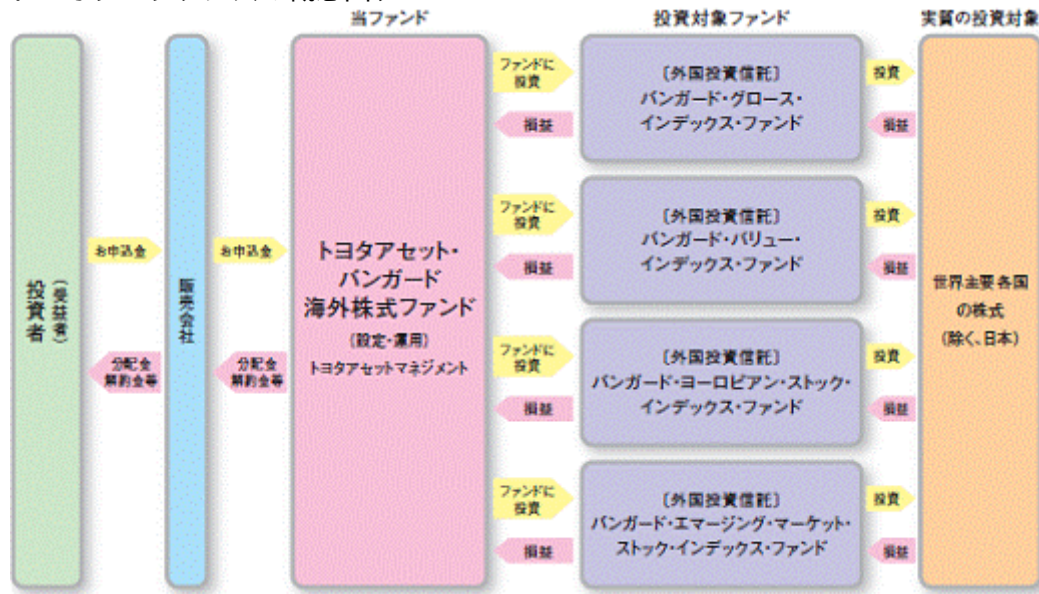
(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、当ファンド以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

<運用形態>

当ファンドは、バンガード[®]が設定した「バンガード・グロース・インデックス・ファンド」「バンガード・バリュース・インデックス・ファンド」「バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド」「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」の4つの米国ドル建て米国籍外国投資信託に投資する、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズ概念図〕



＜ファンドの特色＞

日本を除く世界主要国の株式に実質的に投資し、グローバルな株式市場（日本を除く）の動きを捉えることを目標に運用を行ないます。

先進国だけでなく、新興国の株式にも投資します。

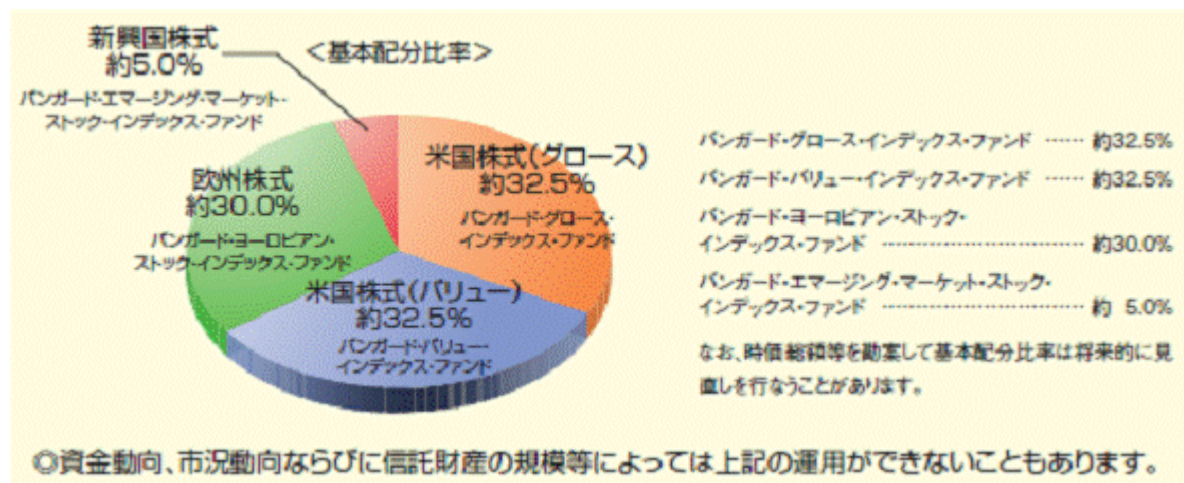
ファンド・オブ・ファンズの仕組みを採用し、既に実績のあるファンドを活用することで、効率的な分散投資を行ないます。

組入れる4ファンドが投資している銘柄総数は2,150銘柄以上（2012年3月末現在）です。

主として、バンガードが設定・運用するインデックス型の4つの米ドル建米国籍外国投資信託の受益証券に投資します。

バンガードは運用資産約140兆円（2011年12月末現在）の世界有数の運用会社です。

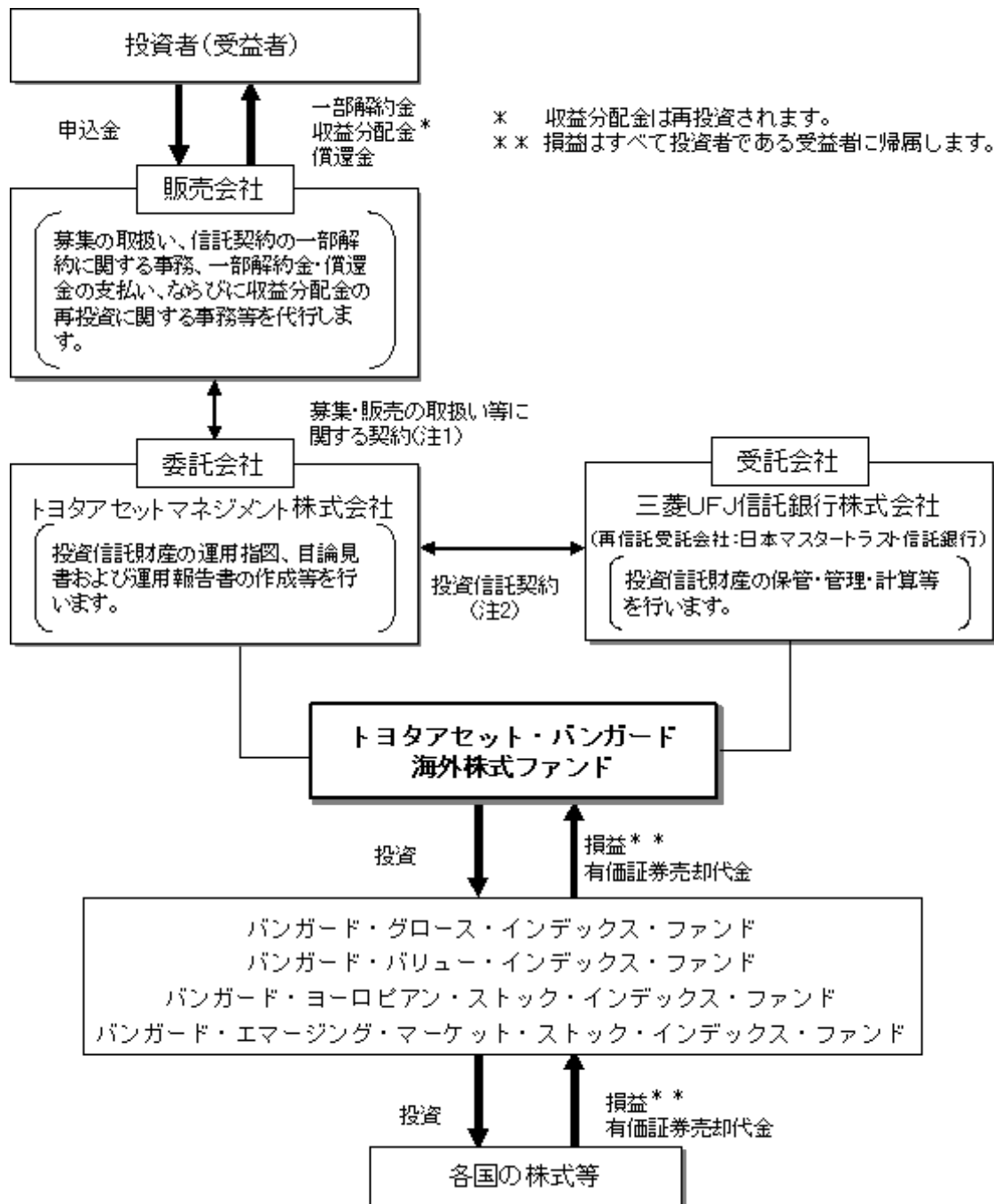
バンガードの4つのインデックス・ファンドの基本配分比率は、日本を除くグローバルな株式市場の時価総額等を勘案して、概ね以下の比率で投資を行ないます。



(2) 【ファンドの沿革】

平成15年6月27日 …… 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



〔委託会社と関係法人との契約の概要〕

- (注1) 投資信託を販売する業務を委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。
- (注2) 投資信託を運営する業務を委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。

〔委託会社の概況〕

名称 トヨタアセットマネジメント株式会社
 本店の所在地 東京都港区海岸一丁目11番1号
 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第366号

設立年月日 平成2年2月28日

資本金の額 600百万円（平成24年4月27日現在）

会社の主な沿革

平成2年2月 千代田火災投資顧問株式会社設立
 平成4年3月 投資一任業務の認可を取得
 平成11年9月 商号を千代田火災アセットマネジメント株式会社に変更
 平成11年12月 証券投資信託委託業務の認可を取得
 平成12年6月 商号をトヨタアセットマネジメント株式会社に変更
 平成13年2月 名古屋支店開設
 平成19年9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業）の登録を受ける

大株主の状況（平成24年4月27日現在）

株主名	住所	保有株式数	保有比率
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市 西区牛島町6番1号	6,000株	50%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区 恵比寿一丁目28番1号	6,000株	50%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用の基本方針

外国投資信託の受益証券を中心に投資を行ない、グローバルな株式市場（除く、日本）の動きをとらえることを目標に運用を行ないます。

投資態度

1. 主として、バンガードが設定したインデックス型の4つの米国ドル建て米国籍外国投資信託の受益証券を通じて、世界主要各国の株式（除く、日本）に実質的に投資するファンド・オブ・ファンズです。

2. 基本配分比率は、グローバルな株式市場（除く、日本）の時価総額を勘案して概ね以下の比率で投資を行ないます。

バンガード・グロース・インデックス・ファンド 約32.5%

バンガード・バリュー・インデックス・ファンド 約32.5%

バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド 約30.0%

バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド 約 5.0%

なお、時価総額等を勘案して基本配分比率は将来的に見直しを行なうことがあります。

また、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。

3. 組入有価証券の価格変動等によって上記基本配分比率に変動が生じた場合、原則として、上記比率から±5%（ただし、バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンドに関しては±3%）の範囲内となるよう、組入比率を調整することとします。

4. 原則として、為替ヘッジは行ないません。

5. ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

トヨタアセットマネジメント（当社）は、以下の特色を持つバンガードおよび同社の運用の本質的な特色を重視し、ローコストな4つのインデックス型ファンドに投資します。

バンガードについて

1. 会社概要（2011年12月末現在）

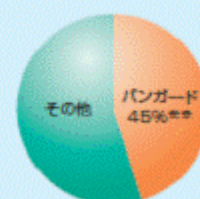
企業名	ザ・バンガード・グループ・インク
本社所在地	ペンシルベニア州バレーフォージ
創業	1975年5月1日
事業所	アリゾナ州スコッツデイル、 ノースカロライナ州シャーロット
海外拠点	オーストラリア（メルボルン） イギリス（ロンドン） 日本（東京） 香港 他、計12拠点
最大ファンド	トータル・ストック・マーケット・インデックス・ファンド （1,672億米ドル）
運用総資産	約1兆8,000億米ドル（約140兆円）
顧客投資家数	個人投資家、機関投資家あわせて 80カ国以上、約2,000万口座以上
ファンド数	約170の米国籍ファンド（変額年金を含む）に加え、海外市場でも多数のファンドを販売。
会長兼CEO	F. ウィリアム・マクナブ
従業員数（米国）	約13,000人

2. バンガードは、1976年に世界初の個人投資家向けインデックス・ファンドを導入しました。
米国ミューチュアル・ファンド[※]業界でのバンガードのインデックス・ファンド（含ETF）のマーケットシェアは、45%^{***}です。

※ 米国の一般的な投資信託の銘柄で、複数の投資家が資金を提供し共同で運用を行ない、投資家の請求によりいつでも解約できるファンドをいいます。

※ 出所 Strategic Insight 2011年12月末現在

米国ミューチュアル・ファンド[※]業界
インデックス・ファンドシェア



3. バンガードの特色

運用会社としての5つの本質

1. 投資に対する視点

バンガードは投資家に対し、長期的な視野を持つことの重要性を説くとともに、自らも同様に長期的な視野をもってビジネスをおこなっています。

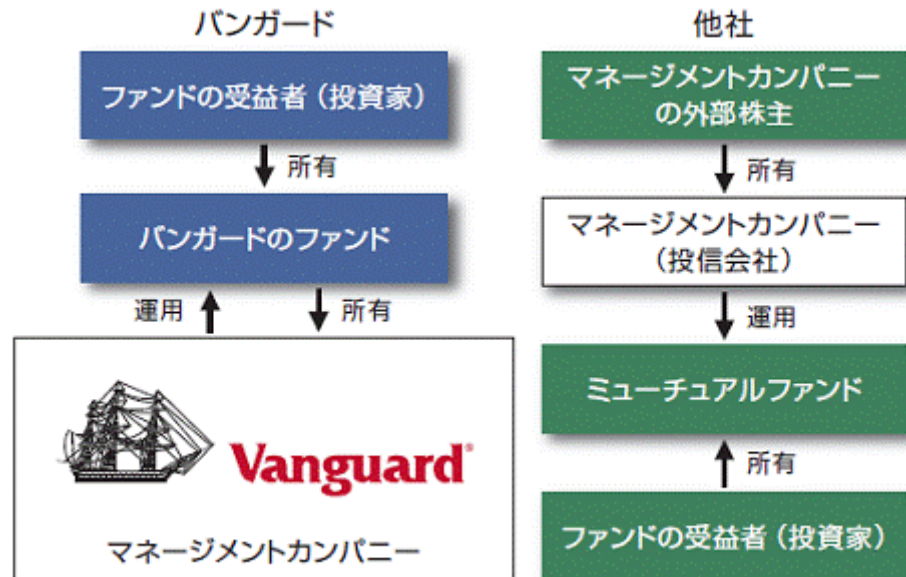
2. ローコスト リーダー

バンガードの投資哲学における重要な要素は、投資家のコストを低く抑えることにあります。投資にかかわる全てのコストは直接投資家のトータル・リターンに影響してくることから、バンガードは高価値の投資商品を可能な限り低いコストで提供することに専念しています。

3．独特の企業形態

バンガードは他に類のない独特の組織構造から成り立っています。一般的なミューチュアル・ファンドの場合、外部株主に支配されているマネージメントカンパニー（投信会社）により運用される形態となっていますが、バンガードの場合は、逆に、投資家の所有するファンドが、バンガードを所有する構造になっています。

つまり、外部株主が存在しないのでファンドから利潤を得る必要がなく、バンガードはコストベースでファンドの運用管理、マーケティングサービスを提供しています。そのためファンドは運用管理費用を最小限にとどめることができます。



4．投資運用哲学

バンガードでは様々なタイプのミューチュアル・ファンドを提供しています。それぞれのファンドは特定の目的をもって、明確な定義と普遍のストラテジーに従って運用されます。バンガードはブルーデント（慎重）にファンドを管理し、運用業界にたびたび蔓延する流行の投資手法や仕掛けに乗じることはしません。

5．顧客至上主義

バンガードでは、販売活動やその他すべてに先んじて、まず投資家の利益を優先させます。また、長期的な顧客との関係を求め、正直さ、誠実さ、そして公平な取引という精神をもって、サービスを提供することを心掛けています。このことはバンガードから発信される株主レポート、目論見書、ファンドに関するコメントやウェブ・サイト記事などの情報がすべてわかりやすく、完全に開示されたものであることから証明されています。

「Vanguard®」（日本語での「バンガード」を含む）及び「tall ship logo」商標は、The Vanguard Group, Inc. が有し、トヨタアセットマネジメント株式会社及び承認された販売会社にのみ使用許諾されたものです。また「トヨタアセット・バンガード 海外株式ファンド」は、The Vanguard Group, Inc. 及びVanguard Investments Japan Ltdより提供、保証又は販売されるものではなく、また投資に関する助言を受けていることを表すものでもありません。従って、The Vanguard Group, Inc. 及びVanguard Investments Japan Ltdは当ファンド・オブ・ファンズの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

投資対象とする外国投資信託について

当ファンドは、バンガードが運用する以下の4つのファンドに投資します。

1．バンガード・グロース・インデックス・ファンド

ファンド名	バンガード・グロース・インデックス・ファンド
主要投資対象	米国の普通株式に投資するインデックス・ファンドです。投資する株式は、MSCI US プライム・マーケット・グロース・インデックスの構成銘柄となります。（インデックスの構成銘柄が変更になった場合、ファンドの投資対象も変更になる場合があります。）

分類	米国ドル建 / オープンエンド契約型外国投資信託 / 米国デラウェア籍法定トラ スト / 株式インデックス・ファンド
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
申込手数料	なし
管理費用 (エクスペンス・ レシオ)	0.24%・・・ バンガードが2012年の目論見書で開示した数値。 詳しくは、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。 (エクスペンス・レシオとはファンドの運用管理費用及びその他費用をファンドの 平均純資産総額で割ったものです。)
運用方針	<p><運用目標 / 投資対象> ファンドはパッシブ運用（インデックス運用）され、米国成長株のインデック スである MSCI US プライム・マーケット・グロース・インデックスのパ フォーマンスへの一致を目指します。 ファンドは常にフルインベストを目指します。</p> <p><銘柄選定基準> ファンドはインデックスを構成する普通株式銘柄に、インデックスとほぼ同じ 構成割合となるように投資します。</p> <p><インデックス運用手法> ファンドはインデックスを構成する株式銘柄を、インデックスとほぼ同じ構成 割合で保有する、レプリケーション手法を使用しています。</p>
ベンチマーク	MSCI US プライム・マーケット・グロース・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは、限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、 およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。 ・ ファンドは投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ・ 先物契約に基づくファンドの債務はファンドの総資産の20%を超えないもの とします。 ・ これらのデリバティブ投資はインデックスを捕捉すると同時に、ファンドの 解約に備えるためのキャッシュを確保するため、トレードを容易にするため、 または先物価格が割安のときに実際の株式のかわりに先物を購入することによ ってコストを下げることを目的に行われます。 ・ 追加のインカム収入を得るため、ファンドは短期または長期で適格機関投資 家に保有有価証券を貸し付けることができます。 ・ 一時的または緊急の目的のためにファンドの純資産の10%を超えない範囲で 行なう場合を除き、借入れはおこないません。 ・ 外貨建証券への投資は5%以内に限定されます。 ・ ファンドが追随するインデックスは、そのインデックスと一般的に同じ市場 を測定する他のインデックスに変更される可能性があります。
設定日	1992年11月2日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入および売却実現益等の 全額とします。通常年4回（3月、6月、9月、12月）分配対象額の全額を分配しま す。

2. バンガード・バリュース・インデックス・ファンド

ファンド名	バンガード・バリュース・インデックス・ファンド
主要投資対象	米国の普通株式に投資するインデックス・ファンドです。 投資する株式は、MSCI US プライム・マーケット・バリュース・インデックスの 構成銘柄となります。（インデックスの構成銘柄が変更になった場合、ファンドの投資対 象も変更になる場合があります。）
分類	米国ドル建 / オープンエンド契約型外国投資信託 / 米国デラウェア籍法定トラ スト / 株式インデックス・ファンド
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク

申込手数料	なし
管理費用 (エクスペンス・レシオ)	0.24%・・・バンガードが2012年の目論見書で開示した数値。 詳しくは、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。 (エクスペンス・レシオとはファンドの運用管理費用及びその他費用をファンドの平均純資産総額で割ったものです。)
運用方針	<p><運用目標/投資対象> ファンドはパッシブ運用(インデックス運用)され、米国割安株のインデックスであるMSCI US プライム・マーケット・バリュース・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。 ファンドは常にフルインベストを目指します。</p> <p><銘柄選定基準> ファンドはインデックスを構成する普通株式銘柄に、インデックスとほぼ同じ構成割合となるように投資します。</p> <p><インデックス運用手法> ファンドはインデックスを構成する株式銘柄を、インデックスとほぼ同じ構成割合で保有する、レプリケーション手法を使用しています。</p>
ベンチマーク	MSCI US プライム・マーケット・バリュース・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドは、限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。 ・ファンドは投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ・先物契約に基づくファンドの債務はファンドの総資産の20%を超えないものとします。 ・これらのデリバティブ投資はインデックスを捕捉すると同時に、ファンドの解約に備えるためのキャッシュを確保するため、トレードを容易にするため、または先物価格が割安のときに実際の株式のかわりに先物を購入することによってコストを下げることを目的に行われます。 ・追加のインカム収入を得るため、ファンドは短期または長期で適格機関投資家に保有有価証券を貸し付けることができます。 ・一時的または緊急の目的のためにファンドの純資産の10%を超えない範囲で行なう場合を除き、借入れはおこないません。 ・外貨建証券への投資は5%以内に限定されます。 ・ファンドが追随するインデックスは、そのインデックスと一般的に同じ市場を測定する他のインデックスに変更される可能性があります。
設定日	1992年11月2日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入および売却実現益等の全額とします。通常年4回(3月、6月、9月、12月)分配対象額の全額を分配します。

3. バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド

ファンド名	バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド
主要投資対象	<p>欧州先進国の株式市場に投資するインデックス・ファンドです。 投資する株式は、MSCI ヨーロッパ・インデックスの構成銘柄となります。 MSCI ヨーロッパ インデックスは欧州16カ国の普通株式銘柄で構成されており、その大部分を英国、フランス、スイスおよびドイツの株式が占めます。 その他、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデンの株式などが含まれます。 (インデックスの構成銘柄が変更になった場合、ファンドの投資対象も変更になる場合があります。)</p>
分類	米国ドル建/オープンエンド契約型外国投資信託/米国デラウェア籍法定トラスト/株式インデックス・ファンド

委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
申込手数料	なし
管理費用 (エクスペンス・レシオ)	0.26%・・・バンガードが2012年の目論見書で開示した数値。 詳しくは、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。 (エクスペンス・レシオとはファンドの運用管理費用及びその他費用をファンドの平均純資産総額で割ったものです。)
運用方針	<p>< 運用目標 / 投資対象 > ファンドはパッシブ運用（インデックス運用）され、MSCI ヨーロッパ・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。</p> <p>< 銘柄選定基準 > ファンドはインデックスを構成する普通株式銘柄に、インデックスとほぼ同じ構成割合となるように投資します。 MSCI ヨーロッパ インデックスは欧州16カ国の普通株式銘柄で構成されており、その大部分を英国、フランス、スイスおよびドイツの株式が占めます。 その他、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデンの株式などが含まれます。 （インデックスの構成国、銘柄は変更される可能性があります。）</p> <p>< インデックス運用手法 > ファンドはインデックスを構成する株式銘柄を、インデックスとほぼ同じ構成割合で保有する、レプリケーション手法を使用しています。</p>
ベンチマーク	MSCI ヨーロッパ・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは、限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。 ・ ファンドは投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ・ 先物契約に基づくファンドの債務はファンドの総資産の20%を超えないものとします。 ・ これらのデリバティブ投資はインデックスを捕捉すると同時に、ファンドの解約に備えるためのキャッシュを確保するため、トレードを容易にするため、または先物価格が割安のときに実際の株式のかわりに先物を購入することによってコストを下げることを目的に行われます。 ・ 追加のインカム収入を得るため、ファンドは短期または長期で適格機関投資家に保有有価証券を貸し付けることができます。 ・ 一時的または緊急の目的のためにファンドの純資産の10%を超えない範囲で行なう場合を除き、借入れはおこないません。 ・ 外貨建資産への投資制限はありません。 ・ 為替市場の変動による影響を避けるため、為替ヘッジを行なう場合があります。 ・ ファンドが追随するインデックスは、そのインデックスと一般的に同じ市場を測定する他のインデックスに変更される可能性があります。
設定日	1990年6月18日
信託期間	無期限
決算日	毎年10月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入および売却実現益等の全額とします。通常年4回（3月、6月、9月、12月）分配対象額の全額を分配します。

4. バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

ファンド名	バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド
主要投資対象	世界のエマージング株式市場に投資するインデックス・ファンドです。投資する株式は、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成銘柄となります。 ファンドは欧州、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ地域にあるエマージング市場の普通株式銘柄に投資します。投資対象は主として中国、ブラジル、韓国、台湾の株式となっています。その他、チリ、コロンビア、チェコ共和国、エジプト、ハンガリー、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ロシア、南アフリカ共和国、タイ、トルコなどの株式にも投資します。 (インデックスの構成国は世界市場の発展に合わせて定期的に見直されます。)
分類	米国ドル建 / オープンエンド契約型外国投資信託 / 米国デラウェア籍法定トラスト / 株式インデックス・ファンド
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
申込手数料	なし
管理費用 (エクスペンス・レシオ)	0.33%・・・ バンガードが2012年の目論見書で開示した数値。 詳しくは、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。 (エクスペンス・レシオとはファンドの運用管理費用及びその他費用をファンドの平均純資産総額で割ったものです。)
その他手数料	当ファンドが組入れている「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」(以下、当該組入れファンド)の購入資金および売却資金から、当該組入れファンドに直接支払われる財産維持手数料 [*] が従前かかっていましたが、平成24年5月23日以降、当該財産維持手数料はかかっておりません。 [*] 財産維持手数料について バンガードが運用するファンド(以下、バンガード・ファンド)の資産規模が減少し流動性の低い市場での市況の変化等により高い取引コストがかかるようになった場合や、バンガード・ファンドの投資者により過度に頻繁な設定・解約が行なわれる可能性がある場合などにおいて、バンガード・ファンドの既存投資者の資産保護のために必要であるとバンガードが判断したとき、バンガード・ファンドの目論見書に基づき、今後、財産維持手数料がかかる場合があります。
運用方針	< 運用目標 / 投資対象 > ファンドはパッシブ運用(インデックス運用)され、MSCI エマージング・マーケット・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。ファンドは、通常概ねすべて(最低でも95%)の資産を、インデックスを構成する普通株式銘柄に投資します。 < 銘柄選定基準 > ファンドはインデックスを構成する普通株式銘柄に投資します。ファンドは欧州、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ地域にあるエマージング市場の普通株式銘柄に投資します。投資対象は主として中国、ブラジル、韓国、台湾の株式となっています。その他、チリ、コロンビア、チェコ共和国、エジプト、ハンガリー、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ロシア、南アフリカ共和国、タイ、トルコなどの株式にも投資します。 (インデックスの構成国、銘柄は変更される可能性があります。) < インデックス運用手法 > ファンドはサンプリング手法を用い、インデックス構成銘柄のうち代表的な銘柄を保有します。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドは、限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、およびスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。 ・ファンドは投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ・先物契約に基づくファンドの債務はファンドの総資産の20%を超えないものとしします。 ・これらのデリバティブ投資はインデックスを捕捉すると同時に、ファンドの解約に備えるためのキャッシュを確保するため、トレードを容易にするため、または先物価格が割安のときに実際の株式のかわりに先物を購入することによってコストを下げることを目的に行われます。 ・追加のインカム収入を得るため、ファンドは短期または長期で適格機関投資家に保有有価証券を貸し付けることができます。 ・一時的または緊急の目的のためにファンドの純資産の10%を超えない範囲で行なう場合を除き、借入れはおこないません。 ・外貨建資産への投資制限はありません。 ・為替市場の変動による影響を避けるため、為替ヘッジを行なう場合があります。 ・ファンドが追随するインデックスは、そのインデックスと一般的に同じ市場を測定する他のインデックスに変更される可能性があります。
設定日	1994年5月4日
信託期間	無期限
決算日	毎年10月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入および売却実現益等の全額とします。通常年4回（3月、6月、9月、12月）分配対象額の全額を分配します。

上記ファンドは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インク（MSCI）、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、トヨタアセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

（２）【投資対象】

主要投資対象

米国ドル建の外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

なお、内外の短期金融商品に直接投資する場合があります。

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

ロ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として米国ドル建ての米国籍外国投資信託の受益証券（バンガード・グロース・インデックス・ファンド、バンガード・バリュー・インデックス・ファンド、バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド、バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記の1. から4. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他運用指図を行なうことができる取引

イ．公社債の借入れ

信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

ロ．外国為替予約取引

信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

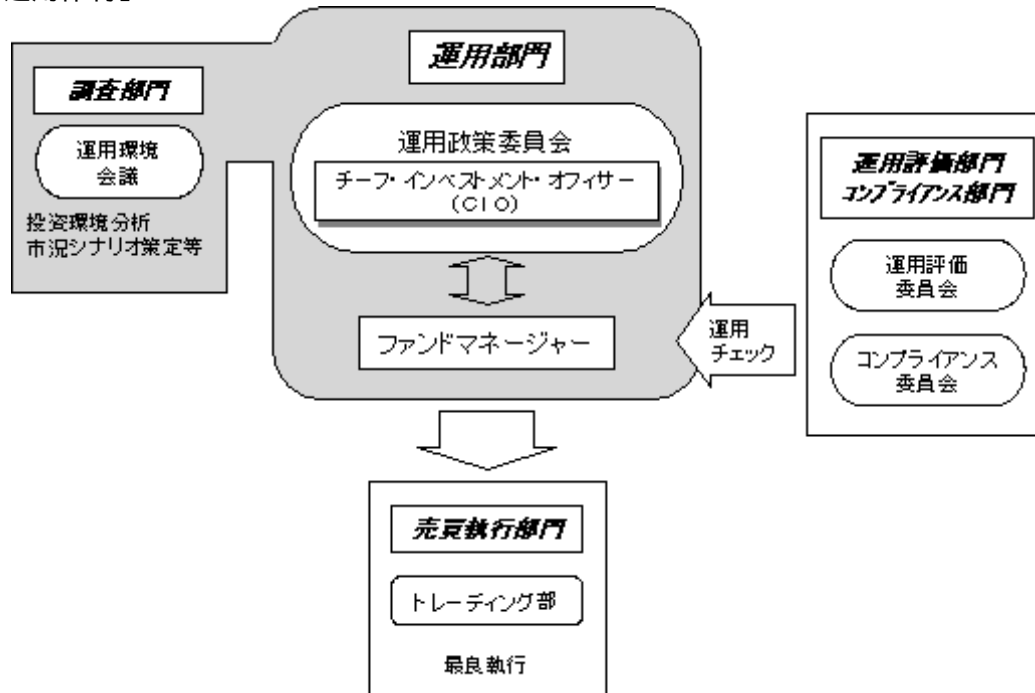
ハ．資金の借入れ

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当ての為、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）をすることができます。

ニ．受託会社による資金の立替え

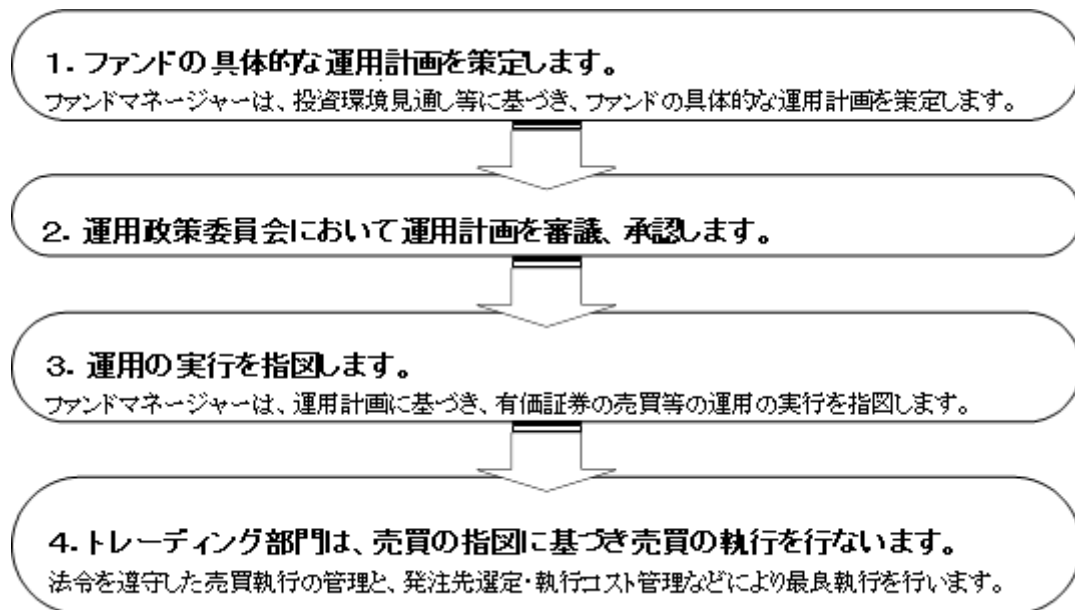
信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は、資金の立替えをすることができます。信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(3) 【運用体制】



上記会議/委員会名	人員	主なメンバー
	目的	
	対応事項	
運用環境会議	12名程度	議長：投資戦略部長 執行役員、チーフインベストメントオフィサー、債券運用部長、株式運用部長、法人営業部長、投資信託営業部長、経営企画部長、ファンドマネージャー、他
		運用部門に対して市場関連情報（ハウスビュー）等の提供を行なうことで情報の共有化を図る。
		投資環境分析、市況シナリオに関する事項や投資環境の変化等の検証・投資タイミング等にかかる事項の報告
運用政策委員会	25名程度	委員長：チーフインベストメントオフィサー 執行役員、投資戦略部長、債券運用部長、株式運用部長、経営企画部長、ファンドマネージャー、他
		運用の基本方針を確立する為、運用全般及び個別の資産に関する重要事項を検討、決定し、併せて運用計画の総合的検討を行う。
		アセットアロケーションに関する事項の検討・決定 運用の基本方針および運用計画に関する事項の検討・決定等
運用評価委員会	16名程度	委員長：社長執行役員 執行役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、投資戦略部長、債券運用部長、株式運用部長、コンプライアンス部長、経営企画部長、他
		運用パフォーマンス及びリスクの分析を行い、その分析結果に基づき的確な指示、提案を行うことにより、運用部門に対する適切かつ健全な牽制機能を発揮し、透明度の高い適正な運用の実現に寄与する。
		運用実績（パフォーマンス及び要因分析）に関する事項の審査・検討 各資産のリスク状況及び運用リスク管理に関する事項の審査・検討等
コンプライアンス委員会	14名程度	委員長：チーフコンプライアンスオフィサー 常勤取締役、チーフインベストメントオフィサー、コンプライアンス部長、経営企画部長、各部長、他
		法令等の遵守状況のチェック、投資信託財産の運用に係る投資ガイドライン及び約款の遵守状況のモニタリングを行い、社内における適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、適正な運用と業務の健全性の確立に寄与する。
		法令、基準等の遵守状況に関する事項の報告・審議 約款及び投資ガイドライン遵守状況に関する報告・審議等

〔運用部門での流れ〕



委託会社による関係法人（除く販売会社）に対する管理体制

委託会社は、「受託会社」との間で、日々の純資産額照合・月次の勘定残高照合などを行なっております。

また、委託会社は、受託会社が行う受託業務について内部統制が有効に機能していることを確認するために、独立した監査法人が行った監査報告書を定期的に受け取っています。

* ファンドの運用体制等是有価証券届出書提出日（平成24年6月27日）現在であり、今後変更になる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎年１回、原則として4月5日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

収益分配金の計理

イ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等（消費税および地方消費税をいいます。以下同じ。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、

その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の再投資

イ．収益分配金は、税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。当ファンドは分配金再投資専用ファンドです。

ロ．収益分配金の再投資は、原則として各計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないます。

ハ．一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定にかかわらず、原則として決算日から起算して5営業日までに受益者へのお支払いを開始します。

（５）【投資制限】

〔約款に定める主な投資制限〕

株式への投資制限

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資には制限を設けません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

デリバティブ取引

デリバティブの直接利用は行ないません。

資金の借入れ

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

当ファンドは、外貨（米ドル）建の外国投資信託への投資を通じて、主に海外株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の経営不振や債務不履行等の影響により、基準価額が下落する場合があります。また、為替ヘッジは原則として行ないませんので、投資している通貨が米ドルに対して弱くなった場合や米ドルが円に対して弱くなった場合等には当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドに生じた利益および損失はすべて投資者（受益者）に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

当ファンドが組入れる外国投資信託は、海外の株式等を投資対象としております。組入れた株式等の価格動向は、内外の政治・経済情勢、株式等を発行する企業の信用状況等の変化の影響を受けます。このため組入れ株式等の値動きにより当該外国投資信託の基準価額は影響を受け、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドに組入れる外国投資信託は米国ドル建であり、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動の影響により基準価額が影響を受けます。また、組入れる外国投資信託は、海外の株式に投資しますので、当該外国投資信託の基準価額は、各国為替相場の変動の影響を受けることになり、当ファンドも同様に影響を受けます。

投資している国の通貨が米国ドルに対して弱く（米国ドル高に）なった場合、および米国ドルが円に対して弱く（円高に）なった場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク

当ファンドは組入れる外国投資信託を通じて海外の金融・証券市場に投資を行なうため、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化、通貨規制、資本規制などの要因により、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

投資する外国投資信託の運用に支障をきたすリスク

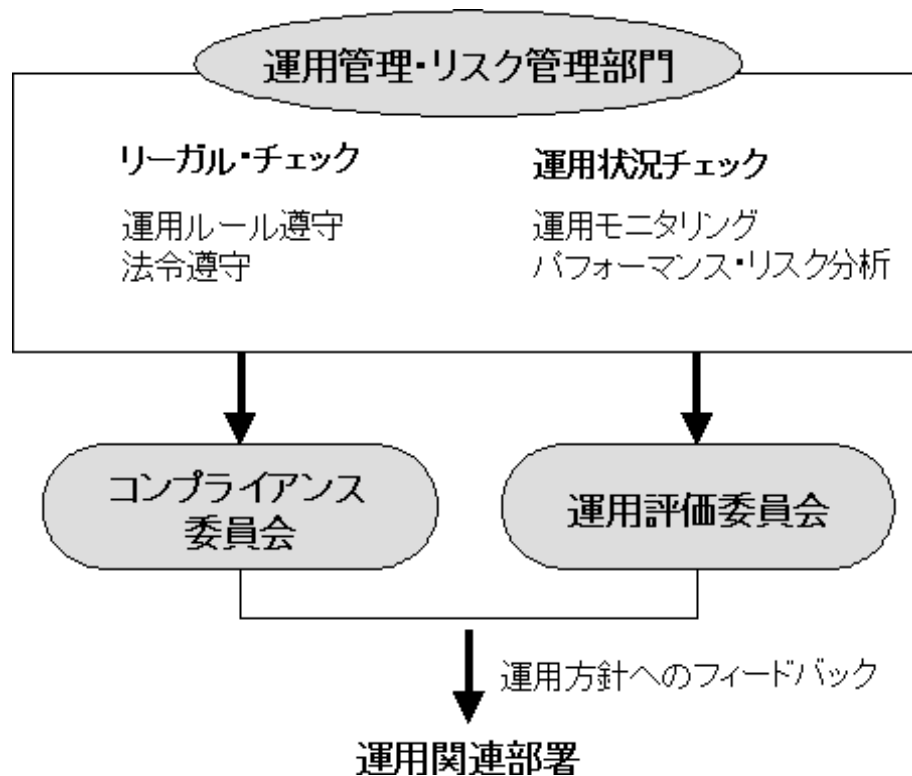
当ファンドが投資する外国投資信託を運用する企業が倒産もしくはそれに準じた状態に陥った場合、ファンドの運用に支障をきたし、その結果、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他留意点

1. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
2. ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、取得申込・解約の受付を行ないません。
3. 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得申込および解約申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込および解約申込の受付を取り消す場合があります。
4. 当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。

〔リスク管理体制〕

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。

**コンプライアンス委員会**

運用に係る法令及び投資信託約款、投資ガイドライン等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果が運用関連部署へフィードバックされることで、ファンドの健全な運用の管理を行ないます。

運用評価委員会

運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の管理を行ないます。

* リスク管理体制は有価証券届出書提出日（平成24年6月27日）現在であり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

以下、「投資者が直接的に負担する費用」として（１）（２）があります。

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。なお、信託財産留保額はありません。

以下、「投資者が信託財産で間接的に負担する費用」として（３）（４）があります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等

信託報酬（運用管理費用）の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.05%（税抜1.0%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払います。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払いの時にファンドから支払います。税抜とは消費税および地方消費税に相当する金額を差引いたものです。（以下、本書にて同じ。）

信託報酬の配分

委託会社、販売会社、受託会社の配分は、以下の通りとします。

内訳		
委託会社	販売会社	受託会社
年率0.36225% （税抜0.345%）	年率0.64575% （税抜0.615%）	年率0.042% （税抜0.040%）

実質的な信託報酬（＝投資対象とする外国投資信託の信託報酬等を勘案したもの）

当ファンドは、主として外国投資信託に投資するファンド・オブ・ファンズです。

上記信託報酬の他に、投資対象となる外国投資信託ごとに管理費用がかかります。

* 投資対象となる外国投資信託の管理費用は、ファンドの運用管理費用とその他費用をファンドの平均純資産総額で割ったエクスペンス・レシオとして開示されます。

バンガードが、各外国投資信託における2012年の目論見書において開示した直近の管理費用（エクスペンス・レシオ）は以下の通りとなっており、基本配分比率で加重平均した値は約0.2505%となります。

ファンド名	基本配分比率	管理費用
バンガード・グロース・インデックス・ファンド	32.5%	0.24%
バンガード・バリュー・インデックス・ファンド	32.5%	0.24%
バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド	30.0%	0.26%
バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	5.0%	0.33%
加重平均		約0.2505%

管理費用は、年度によって異なります。

従いまして、実質的な信託報酬（年率）は、

当ファンド信託報酬	1.05%（税抜1.0%）
+ 投資対象ファンド加重平均管理費用	約0.2505%
	約1.3005%（税抜 約1.2505%）

となります。

ただし、各外国投資信託の組入比率は日々変化するため、実質的な信託報酬も変化しますのでご注意ください。

(4) 【その他の手数料等】

() 当ファンドのその他費用

監査報酬

ファンドの財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、投資者の負担とし、ファンドから支払います。

投資者が負担するファンドの財務諸表の監査に要する費用については、ファンドの純資産総額に年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日ファンドから支払います。ファンドから支払った年間の監査報酬額が一定額に満たない場合（ファンドの規模が小さい場合等）かかる費用を委託会社が負担することができます。

純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625%（税抜0.0025%）とします。

有価証券売買手数料等

ファンドの組入る有価証券等の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引に要する費用については、投資者の保有期間中にその都度ファンドから支払います。

信託事務等の諸費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の保有期間中にその都度ファンドから支払います。

その他

資金借入れを行った場合の借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用は、投資者の保有期間中にその都度ファンドから支払います。

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

() 当ファンドの投資対象となる外国投資信託のその他費用

当ファンドが組入れている「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」（以下、当該組入れファンド）の購入資金および売却資金から、当該組入れファンドに直接支払われる財産維持手数料^{*}が従前かかっていましたが、平成24年5月23日以降、当該財産維持手数料はかかっておりません。

* 財産維持手数料について

バンガードが運用するファンド（以下、バンガード・ファンド）の資産規模が減少し流動性の低い市場での市況の変化等により高い取引コストがかかるようになった場合や、バンガード・ファンドの投資者により過度に頻繁な設定・解約が行なわれる可能性がある場合などにおいて、バンガード・ファンドの既存投資者の資産保護のために必要であるとバンガードが判断したとき、バンガード・ファンドの目論見書に基づき、今後、財産維持手数料がかかる場合があります。

() の ~ および () については運用状況や組入ファンドの費用の変更等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。

当ファンドに係る手数料等の合計額については、保有期間・運用状況や組入ファンドの費用の変更等により異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、追加型の公募株式投資信託です。課税上は株式投資信託として取扱われます。投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

< 個人、法人別の課税の取扱いについて >

個人の投資者に対する課税

1. 普通分配金について

個人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、後述の＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

2. 換金（解約）時および償還時

換金（解約）時および償還時の解約価額および償還価額から取得費（含む税込み申込手数料）を控除した利益（譲渡益）については、譲渡所得とみなされて課税が行なわれます。

以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

換金（解約）時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算の仕組みがあります。

*1 買取請求の課税上の取扱いならびに損益通算については各取扱販売会社にご確認下さい。

*2 特定口座の課税上の取扱いならびに損益通算については各取扱販売会社にご確認下さい。

<税率>

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%、地方税3%）
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、以下の表の税率により源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

<税率>

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

* 上記は、平成24年4月27日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。

< 個別元本について >

1. 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
2. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
3. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
（「元本払戻金（特別分配金）」については、後述の< 収益分配金の課税について > をご参照ください。）

< 収益分配金の課税について >

1. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
2. 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

以下は、平成24年4月27日現在の運用状況です。

なお、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいい、小数第3位以下を四捨五入しています。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	米国	17,234,242,449	99.59
現金・預金・その他資産（負債控除後）		71,373,321	0.41
合計（純資産総額）		17,305,615,770	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	簿価（米ドル）		評価（米ドル）		邦貨換算 評価額 （円）	投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額		
1	米国	投資信託 受益証券	バンガード・グロース・ インデックス・ファンド	1,955,193.807	36.42	71,208,158.45	36.46	71,286,366.20	5,787,740,071	33.44
2	米国	投資信託 受益証券	バンガード・バリュー・ インデックス・ファンド	3,125,252.442	22.29	69,661,876.93	22.35	69,849,392.07	5,671,072,142	32.77
3	米国	投資信託 受益証券	バンガード・ ヨーロピアン・ストック・ インデックス・ファンド	2,534,733.888	23.93	60,669,530.54	24.12	61,137,781.37	4,963,776,469	28.68
4	米国	投資信託 受益証券	バンガード・エマージング ・ マーケット・ストック・ インデックス・ファンド	371,082.673	27.19	10,091,470.92	26.94	9,996,967.21	811,653,767	4.69

種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	17,234,242,449	99.59

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年4月27日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末におけるファンドの純資産総額、および1口当たりの純資産額の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (単位：百万円)		1口当たりの純資産額 (単位：円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
当初設定日 (平成15年6月27日)	192	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成16年4月5日)	1,952	1,953	1.0503	1.0513
第2計算期間末 (平成17年4月5日)	2,697	2,730	1.1605	1.1755
第3計算期間末 (平成18年4月5日)	7,690	7,768	1.4538	1.4698
第4計算期間末 (平成19年4月5日)	14,506	14,660	1.6757	1.6947
第5計算期間末 (平成20年4月7日)	15,445	15,541	1.4130	1.4220
第6計算期間末 (平成21年4月6日)	11,114	11,114	0.8250	0.8250
第7計算期間末 (平成22年4月5日)	16,681	16,909	1.0985	1.1135
第8計算期間末 (平成23年4月5日)	17,578	17,721	1.1065	1.1155
第9計算期間末 (平成24年4月5日)	17,320	17,484	1.0590	1.0690
平成23年4月末日	17,635	-	1.1075	-
5月末日	16,924	-	1.0632	-
6月末日	16,670	-	1.0421	-
7月末日	16,004	-	0.9948	-
8月末日	14,610	-	0.8971	-
9月末日	13,865	-	0.8460	-
10月末日	15,753	-	0.9591	-
11月末日	14,500	-	0.8804	-
12月末日	15,108	-	0.9137	-
平成24年1月末日	15,599	-	0.9412	-
2月末日	17,304	-	1.0482	-
3月末日	17,599	-	1.0755	-
平成24年4月27日（直近日）	17,305	-	1.0466	-

(注) 当初設定日の1口当たりの純資産額は当初元本（1口当たり1円）として記載。純資産総額は単位未満を切り捨て、1口当たりの純資産額は小数第5位以下を四捨五入しています。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第1期 平成15年6月27日～平成16年4月5日	0.0010円
第2期 平成16年4月6日～平成17年4月5日	0.0150円

第3期 平成17年4月6日～平成18年4月5日	0.0160円
第4期 平成18年4月6日～平成19年4月5日	0.0190円
第5期 平成19年4月6日～平成20年4月7日	0.0090円
第6期 平成20年4月8日～平成21年4月6日	0.0000円
第7期 平成21年4月7日～平成22年4月5日	0.0150円
第8期 平成22年4月6日～平成23年4月5日	0.0090円
第9期 平成23年4月6日～平成24年4月5日	0.0100円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 平成15年6月27日～平成16年4月5日	5.13%
第2期 平成16年4月6日～平成17年4月5日	11.92%
第3期 平成17年4月6日～平成18年4月5日	26.65%
第4期 平成18年4月6日～平成19年4月5日	16.57%
第5期 平成19年4月6日～平成20年4月7日	15.14%
第6期 平成20年4月8日～平成21年4月6日	41.61%
第7期 平成21年4月7日～平成22年4月5日	34.97%
第8期 平成22年4月6日～平成23年4月5日	1.55%
第9期 平成23年4月6日～平成24年4月5日	3.39%

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100
ただし、第1期計算期間の収益率は、当初元本（1口 = 1円）を基準に算出。

<参考>

以下は、当ファンドが投資している外国投資信託の運用状況です。

(現時点で入手できる直近の情報として、平成24年3月31日現在の内容を記載しております。)

なお、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいいます。

「バンガード・グロース・インデックス・ファンド」

投資状況（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	国名/地域名	評価金額（米ドル）	投資比率（%）
株式	米国	24,641,773,605.62	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）		1,585,318.18	0.01
合計（純資産総額）		24,643,358,923.80	100.00

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	株数	簿価（米ドル）		評価（米ドル）		投資比率（%）
						単価	金額	単価	金額	
1	Apple Inc.	株式	米国	情報技術	3,271,766	181.82	594,868,887.07	599.47	1,961,325,564.02	7.96
2	International Business Machines Corp.	株式	米国	情報技術	4,149,052	121.34	503,461,080.54	208.65	865,699,699.80	3.51
3	Google Inc. Class A	株式	米国	情報技術	901,186	483.17	435,423,786.95	641.24	577,876,510.64	2.34
4	Microsoft Corp.	株式	米国	情報技術	17,323,622	28.13	487,349,961.72	32.25	558,686,809.50	2.27
5	Philip Morris International	株式	米国	生活必需品	6,114,569	47.89	292,821,815.24	88.61	541,811,959.09	2.20

6	Coca-Cola Co.	株式	米国	生活必需品	7,195,759	60.79	437,409,540.06	74.01	532,558,123.59	2.16
7	Oracle Corp.	株式	米国	情報技術	14,206,678	19.26	273,672,165.90	29.16	414,266,730.48	1.68
8	Wal-Mart Stores Inc.	株式	米国	生活必需品	6,673,184	50.07	334,130,364.05	61.2	408,398,860.80	1.66
9	QUALCOMM Inc.	株式	米国	情報技術	5,917,459	40.60	240,221,313.04	68.02	402,505,561.18	1.63
10	Cisco Systems Inc.	株式	米国	情報技術	18,924,447	22.08	417,762,714.48	21.15	400,252,054.05	1.62
11	PepsiCo Inc.	株式	米国	生活必需品	5,503,564	59.56	327,779,673.89	66.35	365,161,471.40	1.48
12	McDonald's Corp.	株式	米国	一般消費財・サービス	3,601,970	64.42	232,044,315.12	98.1	353,353,257.00	1.43
13	Schlumberger Ltd.	株式	米国	エネルギー	4,724,635	62.98	297,545,073.08	69.93	330,393,725.55	1.34
14	Occidental Petroleum Corp	株式	米国	エネルギー	2,857,707	106.96	305,653,582.15	95.23	272,139,437.61	1.10
15	Amazon.com Inc.	株式	米国	一般消費財・サービス	1,280,676	96.93	124,129,777.79	202.51	259,349,696.76	1.05
16	Comcast Corp. Class A	株式	米国	一般消費財・サービス	8,417,724	25.00	210,403,871.27	30.01	252,615,897.24	1.02
17	Caterpillar Inc.	株式	米国	資本財・サービス	2,276,209	68.08	154,972,927.24	106.52	242,461,782.68	0.98
18	UnitedHealth Group Inc.	株式	米国	ヘルスケア	3,752,615	49.14	184,406,531.59	58.94	221,179,128.10	0.90
19	Visa Inc. Class A	株式	米国	情報技術	1,835,873	74.98	137,647,743.75	118	216,633,014.00	0.88
20	EMC Corp./MA	株式	米国	情報技術	7,181,151	15.92	114,322,918.21	29.88	214,572,791.88	0.87
21	American Express Co.	株式	米国	金融	3,679,780	38.60	142,023,006.21	57.86	212,912,070.80	0.86
22	3M Co.	株式	米国	情報技術	2,343,737	81.21	190,328,561.75	89.21	209,084,777.77	0.85
23	United Parcel Service Inc. Class B	株式	米国	資本財・サービス	2,547,289	65.83	167,694,198.58	80.72	205,617,168.08	0.83
24	Boeing Co.	株式	米国	資本財・サービス	2,485,472	64.84	161,149,677.82	74.37	184,844,552.64	0.75
25	Union Pacific Corp.	株式	米国	資本財・サービス	1,700,483	62.01	105,452,383.01	107.48	182,767,912.84	0.74
26	Colgate-Palmolive Co.	株式	米国	生活必需品	1,703,794	68.41	116,549,763.17	97.78	166,596,977.32	0.68
27	Mastercard Inc. Class A	株式	米国	情報技術	384,496	209.88	80,699,845.34	420.54	161,695,947.84	0.66
28	Ford Motor Co.	株式	米国	一般消費財・サービス	12,471,547	9.05	112,876,314.39	12.49	155,769,622.03	0.63
29	eBay Inc.	株式	米国	情報技術	4,089,989	27.17	111,142,092.69	36.89	150,879,694.21	0.61
30	Simon Property Group Inc.	株式	米国	金融	1,034,189	100.58	104,014,043.89	145.68	150,660,653.52	0.61

種類別、業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
----	----	----------

海外株式	エネルギー	8.1
	素材	3.1
	資本財・サービス	11.9
	一般消費財・サービス	17.9
	生活必需品	11.5
	ヘルスケア	9.5
	金融	5.0
	情報技術	32.3
	電気通信サービス	0.4
	公益事業	0.2
現金・預金等短期金融資産		0.0
合 計		100.0

「バンガード・バリュー・インデックス・ファンド」

投資状況（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	国名/地域名	評価金額（米ドル）	投資比率（%）
株式	米国	16,823,187,563.48	100.03
現金・預金・その他資産（負債控除後）		5,427,611.18	0.03
合計（純資産総額）		16,817,759,952.30	100.00

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	株数	簿価（米ドル）		評価（米ドル）		投資比率（%）
						単価	金額	単価	金額	
1	Exxon Mobil Corp.	株式	米国	エネルギー	11,857,595	71.95	853,100,591.18	86.73	1,028,409,214.35	6.11
2	Chevron Corp.	株式	米国	エネルギー	4,926,684	73.69	363,054,667.60	107.24	528,337,592.16	3.14
3	General Electric Co.	株式	米国	資本財・サービス	26,117,154	26.00	679,157,307.85	20.07	524,171,280.78	3.11
4	AT&T Inc.	株式	米国	電気通信サービス	14,659,999	30.19	442,625,602.77	31.23	457,831,768.77	2.72
5	Procter & Gamble Co.	株式	米国	生活必需品	6,806,336	65.41	445,209,169.06	67.21	457,453,842.56	2.72
6	Johnson & Johnson	株式	米国	ヘルスケア	6,755,747	62.85	424,571,949.93	65.96	445,609,072.12	2.65
7	JPMorgan Chase & Co.	株式	米国	金融	9,400,036	40.57	381,366,940.67	45.98	432,213,655.28	2.57
8	Pfizer Inc.	株式	米国	ヘルスケア	19,016,364	22.33	424,603,128.84	22.66	430,910,808.24	2.56
9	Wells Fargo & Co.	株式	米国	金融	12,393,630	39.08	484,303,977.63	34.14	423,118,528.20	2.51
10	Intel Corp.	株式	米国	情報技術	12,596,848	18.88	237,834,498.97	28.11	354,097,397.28	2.10
11	Merck & Co. Inc.	株式	米国	ヘルスケア	7,540,123	38.33	289,006,561.06	38.4	289,540,723.20	1.72
12	Verizon Communications Inc.	株式	米国	電気通信サービス	7,003,722	32.93	230,617,473.77	38.23	267,752,292.06	1.59
13	Citigroup Inc.	株式	米国	金融	7,232,851	51.32	371,190,304.39	36.55	264,360,704.05	1.57
14	Bank of America Corp.	株式	米国	金融	25,074,613	23.57	591,068,107.53	9.57	239,964,046.41	1.43
15	ConocoPhillips	株式	米国	エネルギー	3,120,466	59.38	185,293,627.03	76.01	237,186,620.66	1.41
16	Abbott Laboratories	株式	米国	ヘルスケア	3,853,783	52.51	202,359,552.14	61.29	236,198,360.07	1.40
17	Microsoft Corp.	株式	米国	情報技術	6,555,337	25.37	166,289,398.76	32.25	211,409,618.25	1.26

18	United Technologies Corp.	株式	米国	資本財・サービス	2,129,530	57.40	122,227,710.59	82.94	176,623,218.20	1.05
19	Kraft Foods Inc.	株式	米国	生活必需品	4,152,151	28.84	119,745,565.78	38.01	157,823,259.51	0.94
20	Altria Group Inc.	株式	米国	生活必需品	5,087,303	19.49	99,149,572.12	30.87	157,045,043.61	0.93
21	US Bancorp	株式	米国	金融	4,721,172	24.24	114,431,411.98	31.68	149,566,728.96	0.89
22	CVS Caremark Corp.	株式	米国	生活必需品	3,220,110	32.90	105,942,097.26	44.8	144,260,928.00	0.86
23	Goldman Sachs Group Inc.	株式	米国	金融	1,157,112	154.00	178,193,893.66	124.37	143,910,019.44	0.85
24	Bristol-Myers Squibb Co.	株式	米国	ヘルスケア	4,192,089	25.82	108,256,748.91	33.75	141,483,003.75	0.84
25	El du Pont de Nemours & Co.	株式	米国	素材	2,285,721	45.94	105,007,134.79	52.9	120,914,640.90	0.72
26	Walt Disney Co.	株式	米国	一般消費財・サービス	2,744,389	34.85	95,639,725.71	43.78	120,149,350.42	0.71
27	Berkshire Hathaway Inc. Class B	株式	米国	金融	1,458,757	76.64	111,802,427.72	81.15	118,378,130.55	0.70
28	Hewlett-Packard Co.	株式	米国	情報技術	4,915,547	37.06	182,165,019.66	23.83	117,137,485.01	0.70
29	Eli Lilly & Co.	株式	米国	ヘルスケア	2,577,911	45.89	118,303,799.65	40.27	103,812,475.97	0.62
30	Medtronic Inc.	株式	米国	ヘルスケア	2,612,466	36.54	95,446,927.61	39.19	102,382,542.54	0.61

種類別、業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
海外株式	エネルギー	14.4
	素材	4.3
	資本財・サービス	8.8
	一般消費財・サービス	5.4
	生活必需品	9.0
	ヘルスケア	13.1
	金融	25.0
	情報技術	8.1
	電気通信サービス	5.0
	公益事業	6.7
現金・預金等短期金融資産		0.1
合計		100.0

「バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド」

投資状況（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	国名/地域名	評価金額（米ドル）	投資比率 (%)
-------	--------	-----------	----------

株式	イギリス	2,395,012,208.31	34.61
	フランス	987,777,624.42	14.28
	スイス	911,991,515.78	13.18
	ドイツ	919,037,744.84	13.28
	スペイン	308,339,591.09	4.46
	スウェーデン	340,346,561.25	4.92
	オランダ	262,498,885.18	3.79
	イタリア	247,600,717.16	3.58
	デンマーク	119,930,609.50	1.73
	ベルギー	109,468,918.87	1.58
	フィンランド	94,033,008.00	1.36
	ノルウェー	103,305,186.09	1.49
	オーストリア	27,372,076.45	0.40
	ポルトガル	21,684,620.62	0.31
	アイルランド	30,348,857.87	0.44
	ギリシャ	9,686,828.59	0.14
	ジャージー	828,165.81	0.01
国債証券	米国	2,301,810.00	0.03
現金・預金・その他資産（負債控除後）		27,903,705.17	0.40
合計（純資産総額）		6,919,468,635.00	100.00

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	業種	株数	簿価（米ドル）		評価（米ドル）		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	Nestle SA	株式	スイス	生活必需品	3,361,852	55.05	185,060,028.74	62.92	211,516,210.47	3.06
2	HSBC Holdings plc	株式	イギリス	金融	18,206,517	14.76	268,674,618.44	8.88	161,715,587.33	2.34
3	BP plc	株式	イギリス	エネルギー	19,325,201	9.67	186,788,301.37	7.45	143,921,511.04	2.08
4	Vodafone Group plc	株式	イギリス	電気通信サービス	51,270,076	2.99	153,248,252.80	2.76	141,421,768.98	2.05
5	Novartis AG	株式	スイス	ヘルスケア	2,377,522	74.65	177,492,759.83	55.36	131,614,084.06	1.90
6	Roche Holding AG	株式	スイス	ヘルスケア	715,732	238.72	170,857,285.36	174.03	124,559,095.76	1.80
7	GlaxoSmithKline plc	株式	イギリス	ヘルスケア	5,142,640	24.69	126,946,484.49	22.36	114,968,926.47	1.66
8	Total SA	株式	フランス	エネルギー	2,162,476	71.40	154,402,230.15	51.08	110,458,928.74	1.60
9	British American Tobacco plc	株式	イギリス	生活必需品	2,006,443	33.28	66,772,377.32	50.38	101,074,632.56	1.46
10	Royal Dutch Shell plc Class B	株式	イギリス	エネルギー	2,712,149	31.84	86,357,643.70	35.22	95,515,621.06	1.38
11	Sanofi	株式	フランス	ヘルスケア	1,160,656	92.40	107,240,480.02	77.59	90,057,536.07	1.30
12	Siemens AG	株式	ドイツ	資本財・サービス	839,379	113.92	95,620,849.29	100.84	84,646,826.76	1.22
13	BASF SE	株式	ドイツ	素材	937,005	62.37	58,442,833.47	87.44	81,931,669.63	1.19
14	BG Group plc	株式	イギリス	エネルギー	3,458,244	18.25	63,095,772.87	23.19	80,185,851.42	1.16
15	Royal Dutch Shell plc Class A	株式	イギリス	エネルギー	2,265,335	35.48	80,384,574.25	35.04	79,368,254.58	1.15

16	Rio Tinto plc	株式	イギリス	素材	1,397,458	52.83	73,834,229.03	55.43	77,457,847.15	1.12
17	Telefonica SA	株式	スペイン	電気通信サービス	4,190,451	22.70	95,134,953.72	16.41	68,750,986.29	0.99
18	Banco Santander SA	株式	スペイン	金融	8,745,101	17.07	149,257,520.48	7.69	67,250,637.89	0.97
19	BHP Billiton plc	株式	イギリス	素材	2,154,675	28.48	61,369,331.11	30.65	66,035,273.32	0.96
20	SAP AG	株式	ドイツ	情報技術	938,680	53.80	50,503,103.01	69.85	65,563,083.69	0.95
21	Diageo plc	株式	イギリス	生活必需品	2,545,231	17.48	44,493,336.34	24.08	61,279,045.23	0.89
22	Standard Chartered plc	株式	イギリス	金融	2,427,144	29.98	72,758,484.04	24.97	60,610,330.17	0.88
23	Novo Nordisk A/S Class B	株式	デンマーク	ヘルスケア	433,839	70.24	30,472,636.80	138.86	60,242,733.63	0.87
24	Anheuser-Busch InBev NV	株式	ベルギー	生活必需品	819,008	46.65	38,205,939.54	72.83	59,647,684.38	0.86
25	Bayer AG	株式	ドイツ	ヘルスケア	843,628	72.70	61,335,909.17	70.33	59,331,742.03	0.86
26	AstraZeneca plc	株式	イギリス	ヘルスケア	1,327,363	48.64	64,561,748.48	44.45	58,999,436.06	0.85
27	ENI SPA	株式	イタリア	エネルギー	2,451,690	31.82	78,013,740.52	23.44	57,456,038.18	0.83
28	Unilever NV	株式	オランダ	生活必需品	1,661,850	29.97	49,811,699.23	34.02	56,543,754.54	0.82
29	Allianz SE	株式	ドイツ	金融	463,668	211.64	98,132,731.17	119.35	55,339,777.98	0.80
30	Daimler AG	株式	ドイツ	一般消費財・サービス	880,407	82.65	72,766,063.26	60.30	53,089,036.22	0.77

種類別、業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
海外株式	エネルギー	11.8
	素材	9.8
	資本財・サービス	10.8
	一般消費財・サービス	8.8
	生活必需品	14.0
	ヘルスケア	11.3
	金融	19.1
	情報技術	3.1
	電気通信サービス	6.4
	公益事業	4.7
現金・預金等短期金融資産		0.3
合計		100.0

「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」
投資状況（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	国名/地域名	評価金額（米ドル）	投資比率 (%)
-------	--------	-----------	----------

株式	ブラジル	10,079,598,292.19	14.78
	チリ	1,250,489,547.56	1.83
	中国	11,748,745,298.26	17.23
	コロンビア	535,555,810.08	0.79
	チェコ	238,769,438.74	0.35
	エジプト	150,827,179.11	0.22
	香港	12,103.28	0.00
	ハンガリー	213,754,342.57	0.31
	インド	4,452,417,835.64	6.53
	インドネシア	1,883,334,068.60	2.76
	韓国	10,322,025,621.23	15.14
	モロッコ	13,897,840.47	0.02
	メキシコ	3,245,794,864.34	4.76
	マレーシア	2,295,480,160.53	3.37
	ペルー	452,662,804.04	0.66
	フィリピン	537,245,749.44	0.79
	ポーランド	972,132,531.01	1.43
	ロシア	4,515,242,802.44	6.62
	タイ	1,420,890,975.96	2.08
トルコ	967,210,274.13	1.42	
台湾	7,397,685,114.67	10.85	
南アフリカ	5,189,717,191.29	7.61	
国債証券	米国	14,093,682.00	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）		284,491,299.88	0.42
合計（純資産総額）		68,182,074,827.46	100.00

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	業種	株数	簿価（米ドル）		評価（米ドル）		投資 比率 （%）
						単価	金額	単価	金額	
1	Samsung Electronics Co. Ltd. GDR	株式	韓国	情報技術	2,716,548	364.07	989,012,144.47	564.68	1,533,982,850.49	2.25
2	China Mobile Ltd.	株式	中国	電気通信サービス	111,387,667	10.10	1,124,801,089.18	11.01	1,226,553,990.47	1.80
3	Gazprom OAO ADR	株式	ロシア	エネルギー	86,564,883	15.27	1,322,254,942.51	12.23	1,058,681,109.14	1.55
4	America Movil SAB de CV	株式	メキシコ	電気通信サービス	733,790,500	1.13	827,731,023.86	1.25	913,667,766.03	1.34
5	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd. ADR	株式	台湾	情報技術	57,717,403	11.23	648,398,184.05	15.28	881,921,917.84	1.29
6	China Construction Bank Corp.	株式	中国	金融	1,110,038,857	0.76	843,077,381.26	0.77	856,749,361.39	1.26
7	Samsung Electronics Co. Ltd.	株式	韓国	情報技術	685,378	437.25	299,684,632.99	1,128.05	773,143,943.54	1.13
8	Industrial & Commercial Bank of China	株式	中国	金融	1,121,893,003	0.72	804,922,707.71	0.65	723,713,388.83	1.06
9	CNOOC Ltd.	株式	中国	エネルギー	330,532,152	1.62	536,266,692.79	2.05	676,590,388.22	0.99

10	Hon Hai Precision Industry Co. Ltd.	株式	台湾	情報技術	163,875,846	3.05	499,248,503.62	3.89	637,995,814.92	0.94
11	Petroleo Brasileiro SA ADR Type A	株式	ブラジル	エネルギー	24,869,158	32.04	796,886,986.84	25.56	635,655,678.48	0.93
12	Vale SA Class B ADR	株式	ブラジル	素材	26,589,276	24.89	661,692,833.78	22.69	603,310,672.44	0.89
13	Itau Unibanco Holding SA ADR	株式	ブラジル	金融	31,015,804	21.34	661,735,814.92	19.19	595,193,278.76	0.87
14	Hyundai Motor Co.	株式	韓国	一般消費財・サービス	2,852,405	100.00	285,247,131.76	206.50	589,016,589.03	0.86
15	MTN Group Ltd.	株式	南アフリカ	電気通信サービス	31,220,300	15.43	481,613,904.51	17.63	550,517,150.05	0.81
16	PetroChina Co. Ltd.	株式	中国	エネルギー	390,781,679	1.22	475,105,173.06	1.41	550,276,384.48	0.81
17	Lukoil OAO ADR	株式	ロシア	エネルギー	8,768,006	64.36	564,323,675.62	60.35	529,140,666.95	0.78
18	Tencent Holdings Ltd.	株式	中国	情報技術	18,726,172	17.82	333,724,823.19	27.91	522,731,294.58	0.77
19	Bank of China Ltd.	株式	中国	金融	1,235,383,277	0.47	578,494,929.29	0.40	498,707,657.83	0.73
20	Sasol Ltd.	株式	南アフリカ	エネルギー	10,103,237	39.51	399,216,285.82	48.52	490,195,698.04	0.72
21	Petroleo Brasileiro SA ADR	株式	ブラジル	エネルギー	17,997,245	36.02	648,297,473.81	26.56	478,006,827.20	0.70
22	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	株式	台湾	情報技術	155,449,045	1.86	288,950,073.87	2.87	446,912,295.39	0.66
23	Infosys Ltd.	株式	インド	情報技術	7,954,978	39.17	311,627,538.14	56.16	446,714,252.22	0.66
24	Sberbank of Russia	株式	ロシア	金融	132,842,072	3.08	409,535,669.14	3.26	432,874,313.80	0.64
25	Banco Bradesco SA ADR	株式	ブラジル	金融	24,176,940	17.97	434,533,243.14	17.50	423,096,450.00	0.62
26	Naspers Ltd.	株式	南アフリカ	一般消費財・サービス	7,156,638	36.64	262,216,236.35	56.26	402,642,718.26	0.59
27	Cia de Bebidas das Americas ADR	株式	ブラジル	生活必需品	9,710,225	25.80	250,503,419.37	41.32	401,226,497.00	0.59
28	Vale SA Class B ADR	株式	ブラジル	素材	17,147,128	27.95	479,238,149.85	23.33	400,042,496.24	0.59
29	BanColombia SA ADR	株式	コロンビア	金融	6,099,147	56.40	343,969,240.10	64.66	394,370,845.02	0.58
30	Wal-Mart de Mexico SAB de CV	株式	メキシコ	生活必需品	114,750,092	2.13	244,558,777.83	3.37	386,213,553.56	0.57

種類別、業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
海外株式	エネルギー	13.7
	素材	12.8
	資本財・サービス	6.7
	一般消費財・サービス	7.9
	生活必需品	8.0
	ヘルスケア	1.0
	金融	23.9
	情報技術	13.9
	電気通信サービス	7.9
	公益事業	3.6
現金・預金等短期金融資産		0.4

合 計	100.0
-----	-------

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 平成15年6月27日～平成16年4月5日	1,942,460,190	83,902,868
第2期 平成16年4月6日～平成17年4月5日	780,386,062	314,146,511
第3期 平成17年4月6日～平成18年4月5日	4,156,682,791	1,191,955,367
第4期 平成18年4月6日～平成19年4月5日	5,483,592,629	2,116,181,695
第5期 平成19年4月6日～平成20年4月7日	6,018,016,461	3,743,771,482
第6期 平成20年4月8日～平成21年4月6日	4,572,730,215	2,031,609,446
第7期 平成21年4月7日～平成22年4月5日	3,493,865,417	1,780,661,275
第8期 平成22年4月6日～平成23年4月5日	2,786,174,621	2,085,418,639
第9期 平成23年4月6日～平成24年4月5日	2,342,481,054	1,873,397,749

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

(参考情報)

当ファンドの交付目論見書に開示される運用実績の内容は以下のとおりです。

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

当ファンドのデータは、2012年4月27日現在、各投資対象ファンドのデータは、2012年3月31日現在。

基準価額・純資産額の推移(日次)



※基準価額は指値有無で変動します。

※修正基準価額とは、収益分配金(剰余金)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして修正した価額です。

分配金の推移(各時点の1万円当たり、税引前)

決算日	分配金	総定率合計
第5期(08/04/07)	90円	940円
第6期(09/04/06)	0円	
第7期(10/04/05)	150円	
第8期(11/04/05)	90円	
第9期(12/04/05)	100円	

※分配金額は、収益分配金に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。

期間収益率

	過去1か月	過去6か月	過去1年	過去3年	設定後
ファンド	-1.8%	10.2%	-4.6%	29.7%	12.6%

※期間収益率は、「修正基準価額」の収益率です。(小数点第2位を四捨五入)

※期間収益率は、当資料作成基準日から各期間の月末日までによって計算しています。購入手数料、税金を考慮していません。

主要な資産の状況

[当ファンド] 2012年4月27日現在		
資産の分類		比率
バンガード・グロース・インデックス・ファンド		33.4%
バンガード・バリュー・インデックス・ファンド		32.8%
バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド		28.7%
バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド		4.7%
コールローン等		0.4%
純資産総額		100.0%

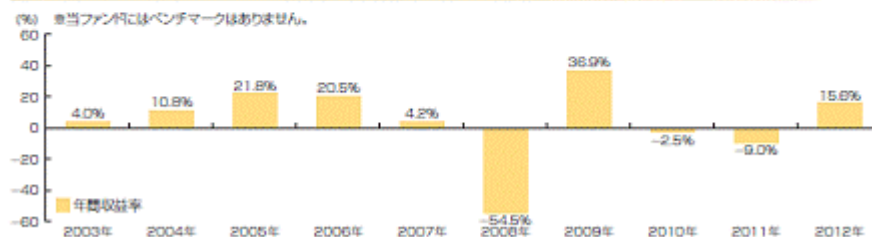
※比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

※各比率は、小数点第2位を四捨五入して表示します。

[各投資対象ファンド] 2012年3月31日現在			
	バンガード・グロース・インデックス・ファンド	バンガード・バリュー・インデックス・ファンド	
純資産(億円)	246	168	
株式投資比率	100%	100%	
銘柄数	400	416	
	バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド	バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	
純資産(億円)	69	682	
株式投資比率	99.6%	99.6%	
銘柄数	457	901	

※投資比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、税引前(税込)を再投資して算出。(小数点第2位を四捨五入)

※2003年は設定時から2003年までの収益率、2012年は年初から4月27日までの収益率。

2012年3月31日現在

バンガード・グロース・インデックス・ファンド

(組入上位10銘柄)

(組入上位10銘柄)				(組入株式欄)	
銘柄名	業種	国名	比率	業種名	比率
Apple Inc.	情報技術	米国	8.0%	エネルギー	8.1%
International Business Machines Corp.	情報技術	米国	3.5%	素材	3.1%
Google Inc. Class A	情報技術	米国	2.3%	資本財・サービス	11.0%
Microsoft Corp.	情報技術	米国	2.3%	一般消費財・サービス	17.0%
Philip Morris International	生活必需品	米国	2.2%	生活必需品	11.5%
Coca-Cola Co.	生活必需品	米国	2.2%	ヘルスケア	9.5%
Oracle Corp.	情報技術	米国	1.7%	金融	5.0%
Wal-Mart Stores Inc.	生活必需品	米国	1.7%	情報技術	32.3%
QUALCOMM Inc.	情報技術	米国	1.6%	電気通信サービス	0.4%
Cisco Systems Inc.	情報技術	米国	1.6%	公益事業	0.2%

バンガード・バリュースティック・インデックス・ファンド

(組入上位10銘柄)

(組入上位10銘柄)				(組入株式欄)	
銘柄名	業種	国名	比率	業種名	比率
Exxon Mobil Corp.	エネルギー	米国	6.1%	エネルギー	14.4%
Chevron Corp.	エネルギー	米国	3.1%	素材	4.3%
General Electric Co.	資本財・サービス	米国	3.1%	資本財・サービス	8.8%
AT&T Inc.	電気通信サービス	米国	2.7%	一般消費財・サービス	5.4%
Procter & Gamble Co.	生活必需品	米国	2.7%	生活必需品	9.0%
Johnson & Johnson	ヘルスケア	米国	2.6%	ヘルスケア	13.1%
JPMorgan Chase & Co.	金融	米国	2.6%	金融	25.0%
Pfizer Inc.	ヘルスケア	米国	2.6%	情報技術	8.1%
Wells Fargo & Co.	金融	米国	2.5%	電気通信サービス	5.0%
Intel Corp.	情報技術	米国	2.1%	公益事業	6.7%

バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド

(組入上位10銘柄)

(組入上位10銘柄)				(組入株式欄)		(組入上位5ヵ国)	
銘柄名	業種	国名	比率	業種名	比率	国名	比率
Nestle SA	生活必需品	スイス	3.1%	エネルギー	11.8%	イギリス	34.6%
HSBC Holdings plc	金融	イギリス	2.3%	素材	9.8%	フランス	14.3%
BP plc	エネルギー	イギリス	2.1%	資本財・サービス	10.8%	ドイツ	13.3%
Vodafone Group plc	電気通信サービス	イギリス	2.0%	一般消費財・サービス	8.8%	スイス	13.2%
Novartis AG	ヘルスケア	スイス	1.9%	生活必需品	14.0%	スウェーデン	4.9%
Roche Holding AG	ヘルスケア	スイス	1.8%	ヘルスケア	11.3%	上位5ヵ国合計	80.3%
GlaxoSmithKline plc	ヘルスケア	イギリス	1.7%	金融	19.1%		
Total SA	エネルギー	フランス	1.6%	情報技術	3.1%		
British American Tobacco plc	生活必需品	イギリス	1.5%	電気通信サービス	6.4%		
Royal Dutch Shell plc Class B	エネルギー	イギリス	1.4%	公益事業	4.7%		

バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

(組入上位10銘柄)

(組入上位10銘柄)				(組入株式欄)		(組入上位5ヵ国)	
銘柄名	業種	国名	比率	業種名	比率	国名	比率
Samsung Electronics Co. Ltd. GDR	情報技術	韓国	2.3%	エネルギー	13.7%	中国	17.2%
China Mobile Ltd.	電気通信サービス	中国	1.8%	素材	12.8%	韓国	15.1%
Gazprom OAO ADR	エネルギー	ロシア	1.6%	資本財・サービス	6.7%	ブラジル	14.8%
America Movil SAB de CV	電気通信サービス	メキシコ	1.3%	一般消費財・サービス	7.9%	台湾	10.8%
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd. ADR	情報技術	台湾	1.3%	生活必需品	8.0%	南アフリカ	7.6%
China Construction Bank Corp.	金融	中国	1.3%	ヘルスケア	1.0%	上位5ヵ国合計	65.6%
Samsung Electronics Co. Ltd.	情報技術	韓国	1.1%	金融	23.9%		
Industrial & Commercial Bank of China	金融	中国	1.1%	情報技術	13.9%		
CNOOC Ltd.	エネルギー	中国	1.0%	電気通信サービス	7.9%		
Hon Hai Precision Industry Co. Ltd.	情報技術	台湾	0.9%	公益事業	3.6%		

※比率は、各ファンドのそれぞれの純資産総額に対する比率です。※上位比率は、小数点第2位を四捨五入しております。※業種名は、世界標準分類基準による分類です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込手続等	<p>取得（購入）申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行ないます。その際、取得申込者と販売会社との間で、累積投資契約（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を締結していただきます。</p> <p>「定時定額購入サービス」（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結していただきます。</p>
販売会社	<p>販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）は、下記、委託会社の照会先にお問い合わせください。</p> <p>〔委託会社の照会先〕 トヨタアセットマネジメント株式会社 電話番号03-5776-4760 ホームページアドレス http://www.tamco.co.jp/ 受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分とします。</p>
申込時期	<p>継続申込期間：平成24年6月28日から平成25年6月27日まで （継続申込期間は、期間終了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより原則として更新されます。）</p> <p>原則として、販売会社の毎営業日にお申込みいただけます。ただし、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日にあたる場合は、取得申込に応じないものとします。</p> <p>お申込みの受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時までに受け付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。</p> <p>「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。</p>
申込単位	<p>原則、1万円以上1円単位とします。</p> <p>* 収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。</p> <p>* 販売会社、申込形態により異なる場合があります。詳しくは、販売会社でご確認ください。</p>
申込価額	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）とします。</p> <p>* ファンドの設定当初の元本は1口あたり1円です。</p> <p>* 収益分配金の再投資は、原則として計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないます。</p>
申込手数料	<p>ありません。（収益分配金再投資の際も手数料はありません。）</p>
申込代金	<p>上記の申込価額に取得申込口数を乗じて得た額です。</p>
払込期日	<p>取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。</p> <p>各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。</p>
振替制度と取得申込について	<p>取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとします。</p> <p>取得申込者が申込代金を販売会社に支払うことにより、受益権の振替を行なうための振替機関等の口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替</p>

	<p>口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。</p> <p>振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p> <p>受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>
その他	<p>取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得の申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。</p> <p>*本書において「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。</p>

2【換金（解約）手続等】

換金（解約）手続	お申込（購入）された販売会社へお申出ください。
解約時期	原則として、販売会社の毎営業日に解約のお申込ができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、解約の請求を受け付けないものとします。 解約の申込の受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時までに受け付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱いとします。 なお、ファンドの規模および商品性格等にもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約（換金）には金額制限や受付時間に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。
解約（換金）単位	1口単位 *販売会社、申込形態により異なる場合があります。詳しくは、販売会社でご確認ください。
解約価額	解約（換金）請求受付日の翌営業日の基準価額（1万口当り）とします。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
支払開始日	解約代金のお支払いは、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。 *海外の休日・解約に伴う外国投資信託の売却状況等によっては、上記の原則による支払開始日が遅延する場合があります。
解約価額の照会方法	解約価額については、お買付けいただいた販売会社にてご確認ください。 販売会社は、「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」に記載の委託会社の照会先に照会することができます。
振替制度と解約について	換金の請求を受益者がするときは、原則として振替受益権をもって行なうものとします。 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
その他	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消す場合があります。 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 販売会社への買取請求によるご換金の取扱いは販売会社により異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出 方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。</p> <p>「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>信託財産のうち、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。</p> <p>予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとします。</p>
基準価額の算出 頻度	毎営業日、計算されます。
基準価額の照会 方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、委託会社においてもご照会いただけます。</p> <p>(委託会社の照会先は「1 申込(販売)手続等」の「販売会社」をご覧ください。)</p> <p>原則、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄の〔トヨタ〕の中で<V海外株式>に記載されている価格でご確認できます。</p> <p>記載名は今後変更になることがあります。</p> <p>投資信託協会、情報提供会社などのホームページでもご確認いただけます。</p>
資産の評価	外国投資信託の評価は、原則として、当ファンドの計算日における前日のバンガードが計算する基準価額で評価し、外貨建資産の円換算は、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値で計算されます。

(2)【保管】

受益証券の保管	当ファンドの受益権は振替受益権となっているため、受益証券は原則として発行しません。したがって、該当事項はありません。
---------	--

(3)【信託期間】

信託期間	ファンドの信託期間は、平成15年6月27日（当初設定日）以降、無期限とします。ただし、下記「(5)その他」の「イ.信託の終了」に規定する場合には、当該信託を終了させる場合があります。
------	---

(4)【計算期間】

計算期間	<p>原則、毎年4月6日から翌年4月5日（決算日）までとします。</p> <p>*前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は「(3)信託期間」に定める信託期間終了日とします。</p>
------	--

(5)【その他】

イ.信託の終了 (繰上償還)	<p>(約款より引用)</p> <p>1.委託会社は、信託期間の規定による信託終了の前に信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>2.委託会社は、1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
-------------------	---

	<p>3.2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>4.3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託契約の解約を行ないません。</p> <p>5.委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。</p> <p>6.3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。</p> <p>7.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。</p> <p>8.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は「ロ．信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。</p> <p>9.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
<p>ロ．信託約款の変更</p>	<p>（約款より引用）</p> <p>1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>2.委託会社は、1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。</p> <p>3.2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>4.3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託約款の変更を行ないません。</p> <p>5.委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。</p> <p>6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1.から5.の規定にしたがいます。</p>
<p>ハ．反対者の買取請求権</p>	<p>繰上償還または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行なう場合において、前記「イ．信託の終了（繰上償還）3.」または「ロ．信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>

二．運用に係る報告等	<p>委託会社は、「金融商品取引法」の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始後6ヶ月経過毎に半期報告書を作成します。</p> <p>「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき決算時および償還時に、期間中の運用経過、組入証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。</p> <p>また、毎月最終営業日における資産内容と直近の運用状況を記載した「月次レポート」を作成しております。委託会社のホームページをご覧ください。販売会社にお問い合わせいただければ入手することができます。</p>
ホ．委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い	<p>委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。</p> <p>委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>
ヘ．受託会社の辞任および解任	<p>受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。</p> <p>受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「ロ．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。</p>
ト．公告	<p>委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。</p>
チ．信託財産の分別管理	<p>受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、受託会社固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて保管することが義務付けられています。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。</p>
リ．信託事務の委託	<p>受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しています。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。</p>
又．関係法人との契約の更改	<p>委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」（異なる名称を使用することがあります。）の期間は締結日から1年間とし、期間満了の3ヶ月前に双方から何ら意思表示がないときは、同一条件で自動的に更新され、その後も同様とします。</p>

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収益分配金は、計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。当該受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 2. 収益分配金は、累積投資契約の規定に基づき、原則として、決算日の翌営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、再投資されます。ただし、一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、原則として決算日から起算して5営業日までに受益者へのお支払いを開始します。 3. 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
償還金に対する請求権	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。当該受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 2. 償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに販売会社にてお支払いを開始します。 3. 支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。</p> <p>権利行使の方法については、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。</p>

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成23年4月6日から平成24年4月5日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【トヨタアセット・バンガード海外株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成23年4月5日現在)	第9期 (平成24年4月5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	361,336,883	340,516,219
投資信託受益証券	17,462,995,528	17,251,210,994
未収利息	593	559
流動資産合計	17,824,333,004	17,591,727,772
資産合計		
	17,824,333,004	17,591,727,772
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	142,976,349	163,553,444
未払解約金	17,277,372	24,528,027
未払受託者報酬	3,423,624	3,299,293
未払委託者報酬	82,166,891	79,182,942
その他未払費用	427,899	412,348
流動負債合計	246,272,135	270,976,054
負債合計		
	246,272,135	270,976,054
純資産の部		
元本等		
元本	15,886,261,103	16,355,344,408
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,691,799,766	965,407,310
(分配準備積立金)	1,390,121,266	1,262,739,390
元本等合計	17,578,060,869	17,320,751,718
純資産合計		
	17,578,060,869	17,320,751,718
負債純資産合計		
	17,824,333,004	17,591,727,772

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期	第 9 期
	自 平成22年 4 月 6 日 至 平成23年 4 月 5 日	自 平成23年 4 月 6 日 至 平成24年 4 月 5 日
営業収益		
受取配当金	335,955,793	361,758,856
受取利息	98,019	83,101
有価証券売買等損益	1,993,499,287	312,245,287
為替差損益	1,812,252,667	383,691,943
営業収益合計	517,300,432	334,095,273
営業費用		
受託者報酬	6,609,697	6,646,598
委託者報酬	158,632,618	159,518,078
その他費用	843,713	846,978
営業費用合計	166,086,028	167,011,654
営業利益又は営業損失（ ）	351,214,404	501,106,927
経常利益又は経常損失（ ）	351,214,404	501,106,927
当期純利益又は当期純損失（ ）	351,214,404	501,106,927
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	163,411,079	182,751,098
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,496,033,686	1,691,799,766
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,579,510	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,579,510	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	186,462,564	244,483,183
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	186,462,564	181,409,474
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	63,073,709
分配金	142,976,349	163,553,444
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,691,799,766	965,407,310

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	第8期 [平成23年4月5日現在]	第9期 [平成24年4月5日現在]
1. 期首元本額		15,185,505,121 円	15,886,261,103 円
期中追加設定元本額		2,786,174,621 円	2,342,481,054 円
期中解約元本額		2,085,418,639 円	1,873,397,749 円
2. 受益権の総数		15,886,261,103 口	16,355,344,408 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期別	第8期 自 平成22年 4月 6日 至 平成23年 4月 5日	第9期 自 平成23年 4月 6日 至 平成24年 4月 5日

分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（249,246,822円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,781,814,307円）及び分配準備積立金（1,283,850,793円）より分配対象額8,314,911,922円（1万口当り5,234円）であり、うち142,976,349円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（187,422,287円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,179,899,419円）及び分配準備積立金（1,238,870,547円）より分配対象額8,606,192,253円（1万口当り5,261円）であり、うち163,553,444円（1万口当たり100円）を分配金額としております。</p>
----------	--	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。

2. 金融商品の内容及びそのリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であり、これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク及びカントリーリスクに晒されております。

また、デリバティブ取引は、外貨建有価証券の決済または解約金等に対する円の手当てを目的として、受渡までの期間が短い為替予約取引を利用しております。これらの取引には、為替相場が変動することによって発生するリスク及び取引相手方の債務不履行によるリスクを有しておりますが、当ファンドの為替取引の受渡期間がごく短い為、リスクは限定的と考えております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においてはコンプライアンス委員会を設け、運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果を運用関連部署へフィードバックすることで、ファンドの健全な運用の実現に寄与しています。また、運用評価委員会を設け、運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与しています。

金融商品の時価等に関する事項

	第8期 [平成23年4月5日現在]	第9期 [平成24年4月5日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第8期 〔平成23年4月5日現在〕	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
投資信託受益証券	1,987,641,452	
合計	1,987,641,452	

種類	第9期 〔平成24年4月5日現在〕	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
投資信託受益証券	337,494,375	
合計	337,494,375	

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第8期 〔平成23年4月5日現在〕		第9期 〔平成24年4月5日現在〕	
1口当たり純資産額	1.1065円	1口当たり純資産額	1.0590円
（1万口当たり純資産額）	11,065円）	（1万口当たり純資産額）	10,590円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	バンガード・グロース・インデックス・ファンド	1,955,193.807	71,208,158.45	
		バンガード・バリュー・インデックス・ファンド	3,125,252.442	69,661,876.93	
		バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド	2,454,742.295	58,766,530.54	
		バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	361,193.784	9,824,470.92	
	米ドル計	銘柄数：4	7,896,382.328	209,461,036.84	
		邦貨換算額		(17,251,210,994)	
		組入時価比率：99.6%		100.0%	
小計			17,251,210,994 (17,251,210,994)		
合計				17,251,210,994 (17,251,210,994)	

（注）1. 投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

2. 小計欄及び合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3.組入時価比率は、純資産額に対する比率であります。その右の比率は、合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「バンガード・グロース・インデックス・ファンド」、「バンガード・バリュー・インデックス・ファンド」、「バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド」、「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」の各投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した情報は、本邦における当ファンドの監査の対象外であります。

バンガード・グロース・インデックス・ファンド

以下に記載した状況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書あるいは半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋したものであります。なお、「バンガード・グロース・インデックス・ファンド」の計算期間は、原則として、毎年1月1日から12月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（純資産計算書）

区分	2010年12月31日現在	2011年12月31日現在
	金額（千米ドル）	金額（千米ドル）
普通株式（注1）	19,250,247	20,885,035
短期金融資産	42,213	35,478
投資総額	19,292,460	20,920,513
その他資産及び負債	46,195	31,667
純資産額	19,246,265	20,888,846

（注1）原則、評価日における最終の売値または主要な取引所で採用された公式の終値で評価されます。当日取引が行われなかった場合には、最終の売買気配の仲値で評価されます。

（1口当たり情報）

（2010年12月31日現在）	（2011年12月31日現在）
1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 31.60米ドル	1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 31.79米ドル

* 上記は、2010年および2011年 年次報告書からの抜粋です。

現地において、PricewaterhouseCoopers LLPの監査を受けております。

バンガード・バリュース・インデックス・ファンド

以下に記載した状況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書あるいは半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋したものであります。「バンガード・バリュース・インデックス・ファンド」の計算期間は、原則として、毎年1月1日から12月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（純資産計算書）

区分	2010年12月31日現在	2011年12月31日現在
	金額（千米ドル）	金額（千米ドル）
普通株式（注1）	14,197,025	14,892,109
短期金融資産	39,442	11,825
投資総額	14,236,467	14,903,934
その他資産及び負債	39,487	9,776
純資産額	14,196,980	14,894,158

（注1）原則、評価日における最終の売値または主要な取引所で採用された公式の終値で評価されます。当日取引が行われなかった場合には、最終の売買気配の仲値で評価されます。

（1口当たり情報）

（2010年12月31日現在）	（2011年12月31日現在）
1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 20.79米ドル	1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 20.47米ドル

* 上記は、2010年および2011年 年次報告書からの抜粋です。
現地において、PricewaterhouseCoopers LLPの監査を受けております。

バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド

以下に記載した状況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書あるいは半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋したものであります。「バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド」の計算期間は、原則として、毎年11月1日から翌年10月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（純資産計算書）

区分	2010年10月31日現在	2011年10月31日現在
	金額（千米ドル）	金額（千米ドル）
普通株式（注1）	8,410,777	6,830,478
短期金融資産	267,269	53,044
投資総額	8,678,046	6,883,522
その他資産及び負債	228,226	39,204
純資産額	8,449,820	6,844,318

（注1）原則、評価日における最終の売値または主要な取引所で採用された公式の終値で評価されます。当日取引が行われなかった場合には、最終の売買気配の仲値で評価されます。

（1口当たり情報）

（2010年10月31日現在）	（2011年10月31日現在）
1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 27.15米ドル	1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 24.48米ドル

* 上記は、2010年および2011年 年次報告書からの抜粋です。
現地において、PricewaterhouseCoopers LLPの監査を受けております。

バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

以下に記載した状況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書あるいは半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋したものであります。「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」の計算期間は、原則として、毎年11月1日から翌年10月31日までであり、当該ファンドの計算期間とは異なります。

（純資産計算書）

区分	2010年10月31日現在	2011年10月31日現在
	金額（千米ドル）	金額（千米ドル）
普通株式（注1）	55,086,035	58,720,581
短期金融資産	672,268	1,719,606
投資総額	55,758,303	60,440,187
その他資産及び負債	466,003	1,527,002
純資産額	55,292,300	58,913,185

（注1）原則、評価日における最終の売値または主要な取引所で採用された公式の終値で評価されます。当日取引が行われなかった場合には、最終の売買気配の仲値で評価されます。

（1口当たり情報）

（2010年10月31日現在）	（2011年10月31日現在）
1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 29.49米ドル	1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 26.39米ドル

* 上記は、2010年および2011年 年次報告書からの抜粋です。
現地において、PricewaterhouseCoopers LLPの監査を受けております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年4月27日現在

資産総額	17,322,043,542円
負債総額	16,427,772円
純資産総額（ - ）	17,305,615,770円
発行済数量	16,534,723,451口
1万口当り純資産額（ / ）	10,466円

<参考>

以下は、当ファンドが投資している外国投資信託の現況です。

（現時点で入手できる直近の情報として、平成24年3月31日現在の内容を記載しております。）

*円換算は、平成24年3月の最終営業日である30日現在の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝82.19円）で行なっております。

「バンガード・グロース・インデックス・ファンド」

純資産額計算書（全受益証券クラスを含む）

	米ドル	千円
資産総額	24,805,957,350	2,038,801,634
負債総額	162,598,426	13,363,964
純資産総額（ - ）	24,643,358,923	2,025,437,669
発行済数量	584,132,687.5338口	
1口当り純資産額（ / ）	42.19	3,467円

*一般投資家クラス1口当り純資産額は、36.54米ドルです。

「バンガード・バリュー・インデックス・ファンド」

純資産額計算書（全受益証券クラスを含む）

	米ドル	千円
資産総額	16,909,916,585	1,389,826,044
負債総額	92,156,632	7,574,353
純資産総額（ - ）	16,817,759,952	1,382,251,690
発行済数量	585,734,769.0324口	
1口当り純資産額（ / ）	28.71	2,360円

*一般投資家クラス1口当り純資産額は、22.51米ドルです。

「バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド」

純資産額計算書（全受益証券クラスを含む）

	米ドル	千円
資産総額	7,062,439,112	580,461,870
負債総額	142,970,477	11,750,743
純資産総額（ - ）	6,919,468,635	568,711,127
発行済数量	172,732,818.9440口	
1口当り純資産額（ / ）	40.06	3,292円

*一般投資家クラス1口当り純資産額は、24.69米ドルです。

「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」

純資産額計算書（全受益証券クラスを含む）

	米ドル	千円
資産総額	70,262,582,478	5,774,881,653
負債総額	2,080,507,650	170,996,923
純資産総額（ - ）	68,182,074,827	5,603,884,730
発行済数量	1,643,344,145.9590口	
1口当り純資産額（ / ）	41.49	3,410円

*一般投資家クラス1口当り純資産額は、27.47米ドルです。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となっております。

委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

特典はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、振替受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) その他

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

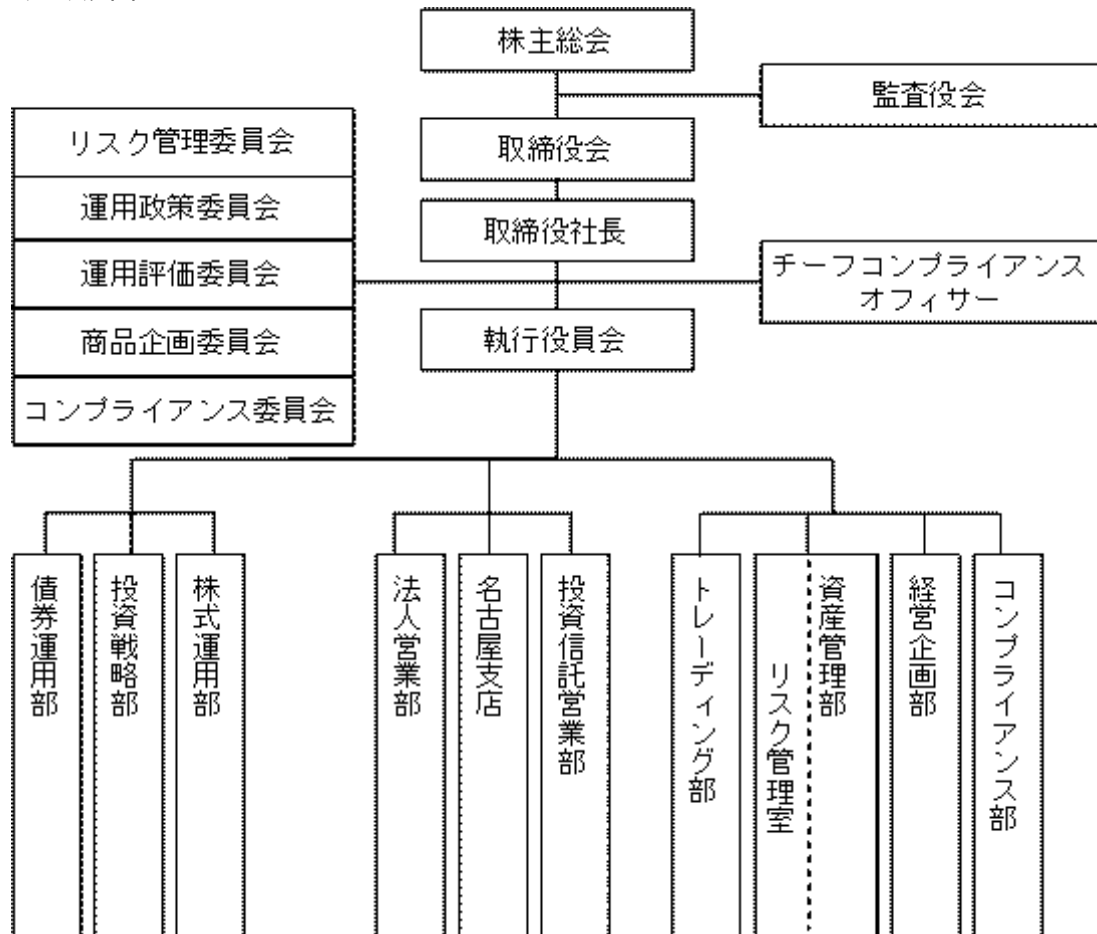
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 : 600百万円
 会社が発行する株式総数 : 32,000株
 発行済株式総数 : 12,000株
 最近5年間における資本金の増減は、ありません。

(2) 委託会社の機構

組織図



会社の意思決定機構

委託会社は、取締役全員をもって組織する取締役会により運営されます。

取締役および監査役は、株主総会において選任されます。取締役会は、会社の業務執行に関する重要事項を決議し、取締役の業務執行について監督します。取締役会の議事の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

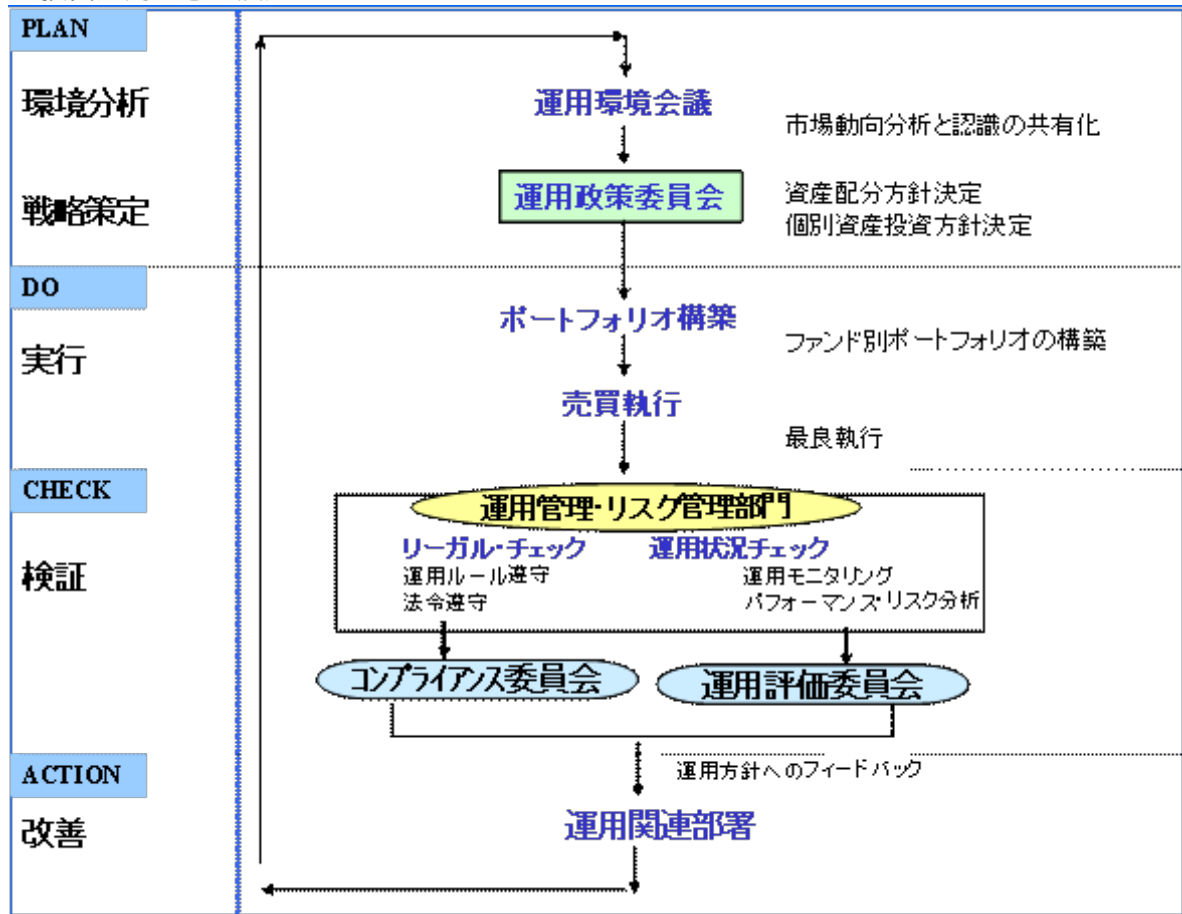
定例取締役会は原則として毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時、開催します。取締役会は取締役社長が招集します。

招集権者でない取締役が取締役会開催の必要を認めるときは、招集権者たる取締役に対し、会議の目的とすべき事項およびその審議を必要とする事由を書面にて通知し、取締役会の招集を請求することができます。

監査役は、取締役会に出席し、必要ありと認めるときは意見を述べなければなりません。

執行役員は取締役会の決議により選任され、当社の特定部門の業務執行を統括します。

投資運用の意思決定プロセス



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を主として行なっており、「金融商品取引法」に定める投資助言業務も行っています。また、第二種金融商品取引業者の登録を受けています。

平成24年4月27日現在の委託会社の運用する証券投資信託は計38本であり、純資産総額は、548,950百万円（親投資信託を除きます。）です。その内訳は以下の通りです。

商品分類	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	4	291,332
追加型株式投資信託	33	247,618
単位型株式投資信託	1	10,000

?

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		457,139
有価証券		643,076
前払費用		33,626
未収委託者報酬		399,646
未収運用受託報酬		91,989
繰延税金資産		29,543
流動資産合計		1,655,019
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	18,931
器具備品	*1	12,038
有形固定資産合計		30,969
無形固定資産		
ソフトウェア		9,565
電話加入権		1,207
無形固定資産合計		10,772
投資その他の資産		
投資有価証券		40,983
長期差入保証金		70,159
長期預け金		583
繰延税金資産		37,214
投資その他の資産合計		148,939
固定資産合計		190,680
資産合計		1,845,699

(単位:千円)

当中間会計期間末

(平成23年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金		9,433
未払代行手数料		215,229
未払金		606
未払費用		96,226
未払法人税等		12,565
未払消費税等	*2	7,908
賞与引当金		28,500
流動負債合計		370,467

固定負債

退職給付引当金		91,792
固定負債合計		91,792

負債合計

462,259

純資産の部

株主資本

資本金		600,000
利益剰余金		
利益準備金		29,284
その他利益剰余金		
別途積立金		109,000
繰越利益剰余金		644,861
利益剰余金合計		783,145
株主資本合計		1,383,145

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		296
評価・換算差額等合計		296

純資産合計

1,383,441

負債・純資産合計

1,845,699

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	616,837
運用受託報酬	135,563
投資助言報酬	268,337
営業収益合計	1,020,736
営業費用	
支払手数料	288,265
広告宣伝費	5,000
調査費	74,547
委託調査費	59,925
委託計算費	21,665
営業雑経費	
通信費	2,792
印刷費	10,849
協会費	2,122
諸会費	805
その他営業雑経費	1,656
営業費用合計	467,625
一般管理費	
給料	
役員報酬	43,256
給料・手当	242,776
賞与	38,384
賞与引当金繰入	28,500
福利厚生費	47,542
交際費	2,526
旅費交通費	7,139

租税公課		3,283
不動産賃借料		49,750
退職給付費用		18,478
固定資産減価償却費	*1	7,132
業務委託費		28,202
諸経費		21,728
一般管理費合計		538,696
営業利益		14,414
営業外収益		
受取利息		11
有価証券利息		303
受取配当金		75
その他営業外収益		1,201
営業外収益合計		1,591
営業外費用		
雑損失		10
営業外費用合計		10
経常利益		15,996
特別損失		
役員退職慰労金		7,750
固定資産除却損	*2	1,020
特別損失合計		8,770
税引前中間純利益		7,226
法人税、住民税及び事業税		10,541
法人税等調整額		6,123
法人税等合計		4,418
中間純利益		2,807

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	600,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	600,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	27,760
当中間期変動額	
利益準備金の積立	1,524
当中間期変動額合計	1,524
当中間期末残高	29,284
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	109,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	109,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	658,818
当中間期変動額	
利益準備金の積立	1,524
剰余金の配当	15,240
中間純利益	2,807
当中間期変動額合計	13,957
当中間期末残高	644,861
利益剰余金合計	
当期首残高	795,578

当中間期変動額	
剰余金の配当	15,240
中間純利益	2,807
当中間期変動額合計	12,433
当中間期末残高	783,145
株主資本合計	
当期首残高	1,395,578
当中間期変動額	
剰余金の配当	15,240
中間純利益	2,807
当中間期変動額合計	12,433
当中間期末残高	1,383,145
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	111
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	184
当中間期変動額合計	184
当中間期末残高	296
評価・換算差額等合計	
当期首残高	111
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	184
当中間期変動額合計	184
当中間期末残高	296
純資産合計	
当期首残高	1,395,689
当中間期変動額	
剰余金の配当	15,240
中間純利益	2,807
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	184
当中間期変動額合計	12,249
当中間期末残高	1,383,441

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の間mediate会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額に基づき、mediate会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当mediate会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当mediate会計期間末 (平成23年9月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	62,732千円
器具備品	54,541千円
計	117,273千円
*2 消費税等の取扱い	
仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、流動負債に表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当mediate会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	

*1 減価償却実施額	
有形固定資産	4,681千円
無形固定資産	2,451千円
*2 固定資産除却損は、器具備品1,020千円であります。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発効日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	15,240	1,270	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

(リース取引関係)

該当事項はありません

(金融商品関係)

当中間会計期間（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はあります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	457,139	457,139	

(2)有価証券	643,076	643,079	
(3)未収委託者報酬	399,646	399,646	
(4)未収運用受託報酬	91,989	91,989	
(5)投資有価証券	40,983	40,983	
(6)長期差入保証金	70,159	69,290	869
資産計	1,702,992	1,702,124	869
(1)未払代行手数料	215,229	215,229	
(2)未払費用	96,226	96,226	
負債計	311,455	311,455	

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

(3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返済予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっています。

負債

(1)未払代行手数料及び(2)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成23年 9月30日）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	40,983	40,514	469
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	643,076	643,076	
合計		684,059	683,590	469

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

【セグメント情報】

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定

資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	268,337	

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
1株当たり純資産額	115,286.71円
1株当たり中間純利益	233.94円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	2,807千円
普通株式に係る中間純利益	2,807千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	12,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第21期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第22期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第22期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		345,762		364,242
有価証券		772,331		772,833
前払費用		25,296		25,258
未収委託者報酬		438,962		453,107
未収運用受託報酬		112,934		94,575
繰延税金資産		26,907		27,806
流動資産合計		1,722,192		1,737,821
固定資産				
有形固定資産				
建物	*1	23,679	*1	20,177
器具備品	*1	16,593	*1	16,143
有形固定資産合計		40,272		36,320
無形固定資産				
商標権		29		-

ソフトウェア	17,077	8,911
電話加入権	1,283	1,207
無形固定資産合計	18,389	10,119
投資その他の資産		
投資有価証券	590	555
長期前払費用	47	16
長期差入保証金	74,116	70,343
長期預け金	613	602
繰延税金資産	29,748	33,002
投資その他の資産合計	105,113	104,518
固定資産合計	163,774	150,957
資産合計	1,885,966	1,888,777

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	6,070	6,067
未払代行手数料	231,594	247,745
その他未払金	591	566
未払費用	117,720	89,782
未払法人税等	784	11,207
未払消費税等	11,201	8,802
賞与引当金	48,000	48,000
流動負債合計	415,960	412,169
固定負債		
退職給付引当金	72,356	80,919
固定負債合計	72,356	80,919
負債合計	488,316	493,088

純資産の部

株主資本

資本金	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金	25,876	27,760
その他利益剰余金		
別途積立金	109,000	109,000
繰越利益剰余金	662,688	658,818
利益剰余金合計	797,564	795,578
株主資本合計	1,397,564	1,395,578
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	86	111
評価・換算差額等合計	86	111
純資産合計	1,397,650	1,395,689
負債・純資産合計	1,885,966	1,888,777

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成21年 4月 1日 至平成22年 3月31日)		(自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,374,938		1,379,563
運用受託報酬		250,247		252,648
投資助言報酬	*1	552,309	*1	536,073
その他営業収益		95		-
営業収益合計		2,177,589		2,168,284
営業費用				
支払手数料		637,867		675,328
広告宣伝費		6,703		-
調査費		137,159		142,527
委託調査費		130,322		108,516
委託計算費		43,780		43,825
営業雑経費				
通信費		7,135		6,338
印刷費		45,900		30,271

協会費		3,743		4,081
諸会費		654		667
その他営業雑経費		4,224		1,880
営業費用合計		1,017,488		1,013,432
一般管理費				
給料				
役員報酬		56,538		75,740
給料・手当	*1	526,820	*1	489,172
賞与	*1	134,993	*1	139,887
賞与引当金繰入		48,000		48,000
福利厚生費		86,822		92,418
交際費		1,013		1,881
旅費交通費		14,659		13,360
租税公課		11,395		6,718
不動産賃借料		99,316		99,501
退職給付費用	*1	28,269	*1	28,575
固定資産減価償却費		35,083		22,238
業務委託費		47,197		44,641
諸経費		33,708		34,537
一般管理費合計		1,123,813		1,096,666
営業利益		36,288		58,187

営業外収益				
受取利息	50		30	
有価証券利息	972		628	
その他営業外収益	1,681		364	
営業外収益合計	2,702		1,022	
営業外費用				
雑損失	283		151	
営業外費用合計	283		151	
経常利益	38,707		59,057	
特別損失				
役員退職慰労金	2,200		20,880	
固定資産除却損	*2	26	*2	1,012
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額		-		3,405
特別損失合計	2,226		25,297	
税引前当期純利益	36,481		33,761	
法人税、住民税及び事業税	23,835		21,000	
法人税等調整額	8,147		4,094	

法人税等合計	15,687	16,906
当期純利益	20,794	16,854

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	600,000	600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	20,200	25,876
当期変動額		
利益準備金の積立	5,676	1,884
当期変動額合計	5,676	1,884
当期末残高	25,876	27,760
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	109,000	109,000

当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	109,000	109,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	704,330	662,688
当期変動額		
利益準備金の積立	5,676	1,884
剰余金の配当	56,760	18,840
当期純利益	20,794	16,854
当期変動額合計	41,642	3,870
当期末残高	662,688	658,818
利益剰余金合計		
前期末残高	833,530	797,564
当期変動額		
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	56,760	18,840
当期純利益	20,794	16,854
当期変動額合計	35,966	1,986
当期末残高	797,564	795,578
株主資本合計		
前期末残高	1,433,530	1,397,564

当期変動額		
剰余金の配当	56,760	18,840
当期純利益	20,794	16,854
当期変動額合計	35,966	1,986
当期末残高	1,397,564	1,395,578
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	86
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	86	25
当期変動額合計	86	25
当期末残高	86	111
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	86
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	86	25
当期変動額合計	86	25
当期末残高	86	111
純資産合計		

前期末残高	1,433,530	1,397,650
当期変動額		
剰余金の配当	56,760	18,840
当期純利益	20,794	16,854
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	86	25
当期変動額合計	35,880	1,961
当期末残高	1,397,650	1,395,689

重要な会計方針

期 別 項 目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p> その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 </p> <p> 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 </p>	<p> その他有価証券 時価のあるもの 同 左 </p> <p> 時価のないもの 同 左 </p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。</p> <p> 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 </p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p>

	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額の全額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>同 左</p>

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
	<p>(資産除去債務に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ368千円減少し、税引前当期純利益は3,773千円減少しております。</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>

<p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p>	
--	--

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	61,207千円	建物	61,485千円
器具備品	68,648千円	器具備品	71,812千円
計	129,855千円	計	133,297千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
*1 関係会社との取引額		*1 関係会社との取引額	
投資助言報酬	552,309千円	投資助言報酬	536,073千円
給料・手当	92,055千円	給料・手当	99,318千円
賞与	27,406千円	賞与	31,293千円
退職給付費用	4,338千円	退職給付費用	4,632千円

*2 固定資産除却損は、器具備品26千円であり ます。	*2 固定資産除却損は、器具備品936千円及び 電話加入権76千円であります。
--------------------------------	--

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	56,760	4,730	平成21年 3月31日	平成21年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,840	1,570	平成22年 3月31日	平成22年 6月29日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
----	-------	----------------	---------------------	-----	-----------

平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,840	1,570	平成22年 3月31日	平成22年 6月29日
----------------------	------	--------	-------	----------------	----------------

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	15,240	1,270	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 金融商品に対する 取組方針	当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、銀行預金及び安全性の高い有価証券に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。	同左
---------------------	--	----

<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p>	<p>(1) 営業債権である未収運用受託報酬には、顧客の信用リスクが存在します。資産管理部門及び営業部門において、日常の営業活動により、顧客等の信用状況を把握するとともに、債権回収の期日管理を行い、経理部門でその回収を確認することで、回収懸念の軽減ないしは早期把握に努めています。</p> <p>また、未収委託者報酬には、運用を委託されている投資信託の運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績等からリスクは非常に低いものと考えております。</p>	<p>同左</p>
------------------------------------	---	-----------

(2)有価証券及び投資有価証券は、当社設定・運用の短期公社債投資信託並びに株式投資信託であり、組入れ有価証券について市場価格の変動リスク及び信用リスク等が存在します。当該リスクに対しては、日々、時価を把握し、組入れ有価証券の発行体の財務状況等の把握等により、リスク管理を実施するとともに、定期的に保有継続について検討を行っています。

(3)長期差入保証金は、建物賃貸借契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されています。差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っています。

(4)営業債務である未払費用は、全て1年以内に支払期日が到来します。これらには、流動性リスクが存在します。当社は、現状、自己資金が充分であります。が、キャッシュ・フローの管理等を通じて、リスクの軽減を図っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(平成22年3月31日)

当事業年度末現在（平成22年3月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありませぬ。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	345,762	345,762	
(2)有価証券	772,331	772,331	
(3)未収委託者報酬	438,962	438,962	
(4)未収運用受託報酬	112,934	112,934	
(5)投資有価証券	590	590	
(6)長期差入保証金	74,116	72,346	1,770
資産計	1,744,694	1,742,924	1,770
(1)未払費用	117,720	117,720	
(2)未払代行手数料	231,594	231,594	
負債計	349,314	349,314	

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

なお、これらはその他有価証券として保有しており、これらに関する取得原価、貸借対照表計上額及びその差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	444	590	146
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	772,331	772,331	

(3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返済予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

負債

(1)未払費用及び(2)未払代行手数料

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	345,762			
未収委託者報酬	438,962			
未収運用受託報酬	112,934			
長期差入保証金		44,469	29,646	
合計	897,658	44,469	29,646	

当事業年度(平成23年3月31日)

当事業年度末現在（平成23年3月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありませぬ。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	364,242	364,242	
(2)有価証券	772,833	772,833	
(3)未収委託者報酬	453,107	453,107	
(4)未収運用受託報酬	94,575	94,575	
(5)投資有価証券	555	555	
(6)長期差入保証金	70,343	68,690	1,653
資産計	1,755,655	1,754,003	1,653
(1)未払代行手数料	247,745	247,745	
(2)未払費用	89,782	89,782	
負債計	337,527	337,527	

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

(3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返済予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっています。

負債

(1)未払代行手数料及び(2)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	364,242			
未収委託者報酬	453,107			
未収運用受託報酬	94,575			
長期差入保証金		56,274	14,069	
合計	911,924	56,274	14,069	

(有価証券関係)

当事業年度（平成23年3月31日）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	555	444	111
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	772,833	772,833	
合計		773,388	773,277	111

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
---	---

<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 当社は平成16年5月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1)退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">72,356千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">72,356千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1)勤務費用(注)</td> <td style="text-align: right;">28,269千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">28,269千円</td> </tr> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)退職給付債務	72,356千円	(2)退職給付引当金	72,356千円	(1)勤務費用(注)	28,269千円	(2)退職給付費用	28,269千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1)退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">80,919千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">80,919千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1)勤務費用(注)</td> <td style="text-align: right;">28,575千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">28,575千円</td> </tr> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)退職給付債務	80,919千円	(2)退職給付引当金	80,919千円	(1)勤務費用(注)	28,575千円	(2)退職給付費用	28,575千円
(1)退職給付債務	72,356千円																
(2)退職給付引当金	72,356千円																
(1)勤務費用(注)	28,269千円																
(2)退職給付費用	28,269千円																
(1)退職給付債務	80,919千円																
(2)退職給付引当金	80,919千円																
(1)勤務費用(注)	28,575千円																
(2)退職給付費用	28,575千円																

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
-----------------------	-----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産	繰延税金資産	
未払事業税	未払事業税 58	1,542
少額固定資産	少額固定資産 286	285
賞与引当金超過額	賞与引当金超過額 19,531	19,531
未払費用	未払費用 6,959	6,287
退職給付引当金超過額	退職給付引当金超過額 32,926	32,926
その他	資産除去債務 1,535	1,535
繰延税金資産計	その他 56,714	463
繰延税金負債	繰延税金資産小計	62,569
その他有価証券評価差額金	評価性引当額 59	1,762
繰延税金負債計	繰延税金資産の純額	60,808
繰延税金資産の純額	56,654	

<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>5.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>50.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%	住民税均等割	2.4%	評価性引当額	5.2%	その他	1.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.1%
法定実効税率	40.7%														
(調整)															
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%														
住民税均等割	2.4%														
評価性引当額	5.2%														
その他	1.0%														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.1%														

(セグメント情報等)

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成21年3月21日)を適用しております。

〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1．製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	536,073	投資助言報酬

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社	あいおい 損害保険 株	東京都 渋谷区	100,005 百万円	損害保険 業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約	投資 助言 報酬 (注1)	552,309		
						役員の兼任	出向者 人件費 (注2)	110,524		

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

（注2）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

その他の関係会社の子会社	トヨタファイナンシャルサービス証券(株)	愛知県名古屋市中区	8,100 百万円	証券業	投資信託受益証券の募集販売 役員兼任	信託約款に定める受益者に対する収益分配金又は償還金の支払委託及びそれらに係る代行手数料の支払（注1）（注2）	116,556	未払 代行 手数料	15,965
--------------	----------------------	-----------	--------------	-----	-----------------------	--	---------	-----------------	--------

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

（注2）平成22年1月4日付にて、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が保有していたトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社の全株式は譲渡され、当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については、関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社	あいおい ニッセイ 同和損害 保険株式 会社 (注3)	東京都渋 谷区	100,005 百万円	損害保 険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約	投資 助言 報酬 (注1)	536,073		
						役員の兼任	出向者人 件費(注 2)	108,809		

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法等により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しております。

(注2) 出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っております。

(注3) 平成22年10月1日付けにて、あいおい損害保険株式会社はニッセイ同和損害保険株式会社と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となりました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度
(自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)

1株当たり純資産額	116,470.83円	1株当たり純資産額	116,307.42円
1株当たり当期純利益	1,732.83円	1株当たり当期純利益	1,404.52円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載してありません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載してありません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	20,794千円	損益計算書上の当期純利益	16,854千円
普通株式に係る当期純利益	20,794千円	普通株式に係る当期純利益	16,854千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	12,000株	普通株式の期中平均株式数	12,000株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

平成18年6月30日付けで、会社法および関係法令の施行にともない、定款に、「機関の設置」、「株券の発行」、「取締役会の書面決議」などの条文を新設しました。その他、会社法の引用条文の変更と用語の整合性を図るため、また会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正など全般について所要の変更を行ないました。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると判断する事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

a. 資本金の額

324,279百万円（平成23年9月末現在）

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容：

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：

原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
マネックス証券株式会社	7,425百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、以下の業務を行いません。

- a. 信託財産の保管・管理
- b. 信託財産の計算
- c. その他上記の業務に付随する業務

(2) 「販売会社」は、以下の業務を行いません。

- a. 募集・販売の取扱い
- b. 受益者に対する一部解約事務
- c. 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- d. 受益者に対する収益分配金の再投資
- e. その他上記の業務に付随する業務

3【資本関係】

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書の運用実績は、適宜更新されることがあります。
- (2) 目論見書の表紙ないし裏面に委託会社の名称およびロゴ・マーク、図案、写真等を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができる旨、使用開始日、請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の巻末に約款を掲載します。
- (5) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (7) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月28日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月21日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月23日

トヨタアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 荒川 進

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタアセット・バンガード海外株式ファンドの平成23年4月6日から平成24年4月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセット・バンガード海外株式ファンドの平成24年4月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)